

# 総論

## 経済連携に向けた規律の策定

|  |     |
|--|-----|
| 1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ   | 555 |
| 2. 世界における経済連携の動向   | 556 |
| (1) 世界全体の概観  | 556 |
| (2) 主な地域統合の概観と各国等の動向   | 557 |
| ① 米州   | 557 |
| (a) 北米自由貿易協定 (NAFTA : North American Free Trade Agreement) の概観 | 557 |
| (b) 南米南部共同市場 (MERCOSUR : Mercado Comun del Sur) の概観            | 557 |
| (c) アンデス共同体 (CAN : Comunidad Andina) の概観                       | 558 |
| (d) 太平洋同盟 (Alianza del Pacífico) の概観                           | 558 |
| (e) 地域統合に向けた各国の主な動き  | 558 |
| (i) 米国   | 558 |
| (ii) メキシコ  | 560 |
| (iii) チリ   | 560 |
| ② 欧州   | 560 |
| (a) 欧州連合 (EU : European Union) の概観                             | 560 |
| (b) EU の地域統合及び主要国との経済連携強化の取組                                   | 561 |
| ③ アジア太平洋地域   | 563 |
| (a) ASEAN 自由貿易地域 (AFTA : ASEAN Free Trade Area) の概観            | 563 |
| (b) ASEAN を巡る動き (「ASEAN+1」の取組)                                 | 564 |
| (i) 中国 ASEAN FTA   | 564 |
| (ii) 韓国 ASEAN FTA  | 564 |
| (iii) インド ASEAN FTA  | 564 |
| (iv) 豪州・ニュージーランド (CER) ASEAN FTA                               | 564 |
| (c) 地域統合に向けた各国等の主な動き   | 565 |
| (i) シンガポール   | 565 |
| (ii) タイ  | 565 |
| (iii) マレーシア  | 565 |
| (iv) 韓国  | 565 |
| (v) 中国   | 567 |
| (vi) インド   | 567 |
| (vii) 豪州   | 568 |
| (viii) ニュージーランド  | 568 |
| (ix) 南アジア自由貿易圏 (SAFTA)   | 568 |
| (x) BIMSTEC (ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ)                            | 568 |
| (3) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携                                       | 568 |

|  |     |
|--|-----|
| ① 環太平洋パートナーシップ (TPP : Trans-Pacific Partnership) ..... | 569 |
| 参考 環太平洋パートナーシップ (TPP) の輪郭 2011年11月12日<br>(抜粋・仮訳) ..... | 570 |
| 参考 共同プレス声明 TPP シンガポール閣僚会合 (仮訳)<br>2014年2月22-25日 .....  | 571 |
| ② 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) .....                           | 571 |
| ③ アジア太平洋経済協力 (APEC) .....                              | 573 |
| 3. 我が国における経済連携の取組 .....                                | 574 |
| (1) 背景 .....   | 576 |
| (2) 我が国がこれまでに発効した EPA/FTA について .....                   | 576 |
| ① 日シンガポール EPA .....                                    | 577 |
| ② 日メキシコ EPA .....                                      | 577 |
| ③ 日マレーシア EPA .....                                     | 578 |
| ④ 日チリ EPA .....  | 578 |
| ⑤ 日タイ EPA .....  | 578 |
| ⑥ 日インドネシア EPA .....                                    | 579 |
| ⑦ 日ブルネイ EPA .....                                      | 579 |
| ⑧ 日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定 .....                     | 579 |
| ⑨ 日フィリピン EPA .....                                     | 580 |
| ⑩ 日イスラエル EPA .....                                     | 580 |
| ⑪ 日ベトナム EPA .....                                      | 580 |
| ⑫ 日インド EPA .....                                       | 581 |
| ⑬ 日ペルーEPA .....  | 581 |
| (3) 我が国が交渉中の EPA/FTA について .....                        | 581 |
| ① 我が国の4つの「メガFTA」交渉 .....                               | 582 |
| (a) 環太平洋パートナーシップ (TPP) (交渉中) .....                     | 582 |
| 参考 日米の共同声明 .....                                       | 583 |
| 参考 自動車貿易 TOR (仮訳) .....                                | 584 |
| (b) 日EU・EPA (交渉中) .....                                | 585 |
| 参考 第21回日EU定期首脳協議共同プレス .....                            | 585 |
| (c) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) (交渉中) .....                   | 586 |
| (d) 日中韓FTA (交渉中) .....                                 | 586 |
| ② その他の我が国とのEPA/FTA 交渉 .....                            | 587 |
| (a) 日GCC・FTA (交渉中) .....                               | 587 |
| (b) 日韓EPA (交渉中断中) .....                                | 587 |
| (c) 日豪EPA (大筋合意) .....                                 | 588 |
| 参考 日豪経済連携協定の大筋合意について<br>(経済産業大臣談話 2014年4月7日) .....     | 588 |
| (d) 日カナダEPA (交渉中) .....                                | 588 |
| (e) 日モンゴルEPA (交渉中) .....                               | 589 |
| (f) 日コロンビアEPA (交渉中) .....                              | 589 |
| (g) 日トルコEPA (交渉開始に合意) .....                            | 589 |

## 1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

世界全体において、EPA/FTAの数は急激に増加している。WTOへの通報件数を見ると、1990年には27件に過ぎなかった地域貿易協定（EPA/FTA、関税同盟等）は、2014年1月31日時点で583件にまで急速に増大している<sup>1</sup>。狭義の自由貿易協定（FTA）が、域内での物品関税の撤廃やサービスの自由化を行うものであるとすると、経済連携協定（EPA）は更に広く、投資環境の整備や知的財産保護の強化、技術協力、人的交流の拡大等を含むことを示す概念である<sup>2</sup>。更に、これらEPAの要素のうち、投資財産の保護、送金の自由、外資規制への規律等を抜き出して作成される投資協定（IIA）の締結数も世界的に増えている。我が国は、2014年2月現在、13の国・地域との間でEPA/FTAを、20の国・地域との間で投資協定をそれぞれ締結している。

EPA/FTA急増の背景としては、いくつかの要因が考えられる。EUという巨大な域内市場の成立とその後の拡大は、NAFTAやAFTA（ASEAN自由貿易地域）の成立を促したと想像される。また、関税同盟やEPA/FTAの成立は、貿易転換効果<sup>3</sup>によって不利益を受ける非加盟国に対し、それら関税同盟・EPA/FTA加盟国と関税同盟・EPA/FTA等の地域貿易協定を締結させるインセンティブをもたらす。例えば、東アジアにおいては、ASEAN域内のFTA（AFTA）が1993年に発効した後、「ASEAN+1」のFTA網が形成され、2010年1月までに、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドとASEANとのFTA(物品分野)が発効した。（EPA/FTAを巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向」を参照）。

EPA/FTAは、特定の地域間で特別な取決めを定

める協定であり、国際経済ルール上、WTO体制の第一の原則である最惠国待遇義務の例外として位置づけられている。GATT及びGATSが、物品・サービスに関する自由貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件を定めている（第II部第16章「地域統合」参照）。

しかしながら、WTOにおけるマルチ（多国間）の通商政策への取組と、二国間又は多国間のEPA/FTAの取組とは、相互に補完し合うものである。米国、EU、アジアの三大市場において進展する経済連携の取組や、アジア太平洋地域でAPEC（アジア太平洋経済協力）において進められている地域協力の取組は、WTOの多角的自由貿易体制を支え、ひいては世界全体での貿易・投資の自由化に貢献していくことが期待される。WTOのラウンド交渉と比較して、EPA/FTAでは、関税やサービスの自由化のみならず、投資ルールの整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、協定構成国間で経済実態に即したルール、協定を機動的に締結することが可能である。

具体的なEPA/FTAの締結によるメリットとしては、以下の点が挙げられる。

- i ) 域内企業間の競争と、域内での経営資源の最適配置が可能になることにより、企業の収益力が改善されるとともに、国内の経済構造の改革が促進される。また、相手国・地域の我が国にとっての直接投資先としての魅力が向上する。
- ii ) 関税の撤廃、投資の自由化、諸制度の調和等を通じて、我が国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。

1 WTO ウェブサイトより [http://www.wto.org/english/tratop\\_e/region\\_e/region\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm)

2 近年のFTAの中には投資環境整備等のEPAの要素を含むものもあり（例：韓米FTA）、EPAとFTAの区別は厳密なものではない。また、EUは旧植民地とのFTAをEPAと称しており、日本とは少し意味合いの異なる用語法となっている。

3 締結国に限定された関税の削減や撤廃により、締結国より安い価格で財を生産できる他国からの輸入が、締結国からの輸入に転換されるという効果。

iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待できる。また、当該ルールの浸透により、WTOでの同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。以上のようなEPA/FTAのメリットは、他国に先んじてEPA/FTAを締結することによって得ることができるが、他方、第三国間でEPA/FTAが締結されることになれば、先に述べた貿易転換効果により、EPA/FTAを締結していない国やその企業はこれらのメリットから除外されることになる。WTO体制を支え、かつ、EPA/FTAのメリットを享受することが肝要である。

本報告書の第Ⅰ部、第Ⅱ部では、WTO協定に基づく権利・義務の観点から主要国の貿易政策を評価したが、世界的に急増するEPA/FTAや投資協定で規律されるルールについても、各国政府による遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体のWTO協定整合性を確保するよう注視していくことが重要である。

こうした観点もふまえ、第Ⅲ部においては、日本が締結したEPA/FTA及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置について検討する。第三国間で締結されたEPA/FTAや投資協定についても、最近の主要な事例を紹介する。

## 2. 世界における経済連携の動向

### (1) 世界全体の概観<sup>4</sup>

冷戦が終結し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EUの域内市場統合計画による単一市場の形成（1992年）、NAFTA発足（1994年）を軸として、欧米諸国は、まず経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、経済構造改革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTOシアトル閣僚会議の決裂（1999年）は、WTOにおける多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域国間でのEPA/FTA締結を世界的な潮流として、更に加速させることになった。

また、シアトル閣僚会議以降、EPA/FTAに関して以下三点の新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、環境、経済協力、人の移動など、新たな分野に関

するルールの整備が含まれるケースが増えたことである（従来のFTAの要素に加えて、域内のモノ、サービス、人、資本の移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い内容を含むEPAを我が国が結んできたのはその一例）。このように、WTO協定がカバーしていない様々な分野について、締約国間で、その経済実態に即した国際経済ルールを迅速・機動的に整備できることが、EPA/FTAの1つの利点である。

近年のEPA/FTAの第二の特徴としては、近隣国間での「地域統合」型のEPA/FTAとともに、近接しない国・地域間でのEPA/FTAを締結する動きが活発化していることが挙げられる（1985年の米イスラエルFTAを端緒に、EUメキシコFTA、EFTAメキシコFTA、韓EU・FTA、米韓FTA、EU南アフリカFTAなど）。このようなEPA/FTAを締結する背景には、経済的に重要な国・地域へのアクセスに関して有利な条件を獲得することにより、貿易の「ハブ」としての機能を獲得し、また投資先と

<sup>4</sup> 各国・地域別のFTA締結状況については、WTO や JETRO のウェブサイト上に記載がある。  
<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>  
<http://www.jetro.go.jp/world/japan/reports/07001524>

しての自国の魅力を高めて雇用の増大などにつなげようとする狙いや、EPA/FTAがないことにより生じた不利益を解消しようとする狙い等があると考えられる。

更に、第三に、「地域統合」型のEPA/FTAや広域経済連携の動きが各地域において見られることが挙げられる。WTOのカンクン閣僚会議決裂

(2003年9月) 後の米州における「地域統合型」のEPA/FTAの進捗は特に著しく、メルコスール(南米南部共同市場)とアンデス共同体が2003年12月、自由貿易地域創設のための枠組み協定に署名した。また、米国と中米諸国とのFTA(DR-CAFTA)も2004年8月に署名され、国ごとに順次発効している。アジア地域では、2012年11月に、東・東南アジア全域をカバーするRCEP(ASEAN10カ国と日中韓印豪NZが参加)の交渉立ち上げ、及び日中韓FTAの交渉開始が、それぞれ宣言された。

## (2) 主な地域統合の概観と各国等の動向

本項においては、加速化する各地域の地域経済統合の動きを概説する。日本にとって関わりの深い米州、EU、アジア太平洋地域それぞれの地域統合・経済連携の動きを地域ごとに以下概説し、米国、EU、中国、韓国をはじめとする各国の地域統合及び主要国との経済連携強化の取組に向けた主要動きを概説する。

### ① 米州

米州においては、北米自由貿易協定(NAFTA: North American Free Trade Agreement)、南米南部共同市場(MERCOSUR)、アンデス共同体(CAN: Comunidad Andina)、太平洋同盟(Alianza del Pacífico)の4つの主な地域統合の動きが見られる。また、本稿では、米州における地域統合に向けた各国の動きとして米国、メキシコ、チリの3カ国を取り上げる。

#### (a) 北米自由貿易協定(NAFTA: North American

### Free Trade Agreement) の概観

カナダ、米国、メキシコの3カ国で構成される北米自由貿易協定(NAFTA)は、1992年12月に調印され、1994年1月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則(域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則等)に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。NAFTA諸国は、中南米諸国との関係強化を進めており、既にチリとの間では、カナダ、米国、メキシコの3カ国ともFTAを締結している。

### (b) 南米南部共同市場(MERCOSUR: Mercado Común del Sur) の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場(メルコスール)は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラの6カ国で構成される関税同盟である(ボリビアは2012年12月加盟議定書に署名し、各国議会の批准待ち。パラグアイは2012年6月から関連会合への参加権が停止されていた。同年8月15日カルテス新大統領就任とともに停止は解除されたものの、復帰はしていない)。また、チリ、ボリビア、ペルー、コロンビア、エクアドルと自由貿易協定を締結し、キューバ、メキシコと経済補完協定を締結している。EUとのFTA交渉については、2000年4月に交渉を開始後、農産品等の扱いで交渉が一時頓挫したが、2010年5月に交渉再開が宣言された。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めており一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。

アンデス共同体とは2003年12月にFTAを締結し、2005年6月のメルコスール首脳会合では、相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことが確認され、南米共同市場の強化を図っている。その他、メルコスールはイスラエル(2007年12月署名、2010年4月発効)、エジプト(2010年署名、未発効)、パレスチナ(2011年署名、未発効)ともFTA交渉を終えているほか、中国、韓国、インド、パキスタン

タン、GCC（湾岸協力会議）、モロッコ、カナダ、メキシコ、パナマ、キューバ、ドミニカ共和国、中米統合機構（SICA：グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ）、カリブ共同体（CARICOM：カリブ諸国14カ国と1地域）、南アフリカとの間で特恵貿易協定（PTA）交渉及び共同研究等を通じて、将来のFTA交渉の可能性を睨んだ取組を進めている。我が国との関係では、2012年11月に開催された第1回日・メルコスール経済緊密化のための対話において、両国のEPA/FTAの取組について情報交換を行うとともに、ビジネス環境改善について、日本側よりメルコスール側に対して要望を行った。

#### (c) アンデス共同体（CAN : Comunidad Andina）の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの4カ国で構成される関税同盟である（ベネズエラは2006年4月に脱退表明。2005年7月、メルコスール諸国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）が準加盟国として参加。チリは2006年9月に準加盟）。域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは1993年までに撤廃し、ペルーは97年から引き下げを開始し、2005年12月末に完全撤廃しており、2006年1月、自由貿易市場がスタートした。対外共通関税については、4段階の新対外共通関税を2004年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致、コロンビア、ペルー、エクアドル3カ国の対米FTA交渉により、2006年2月のアンデス共同体通商大臣会合において新対外共通関税の発効を2007年1月31日まで停止することで合意された。その後、2014年12月31日まで停止期限の延長を行った。他地域との間では、2006年6月にEUとの経済連携協定の交渉開始を求めるEU首脳宛書簡に4カ国首脳が署名し、2007年6月にEUとアンデス共同体とのFTA交渉が開始された。し

かし、交渉は、2009年1月からEUとコロンビア、ペルー、エクアドルとの通商協定交渉へと変化し、2010年3月にEUとコロンビア、ペルーとの間でのみ大筋合意し、2012年6月にEU・コロンビア、ペルー通商協定の署名に至った。アンデス共同体域内国と米国との二国間FTAについては、2009年2月にペルーとのFTAが発効し、2006年に署名したコロンビアとのFTAについても、再合意を経て2012年5月に発効した。

#### (d) 太平洋同盟（Alianza del Pacífico）の概観

2012年6月に、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリの4カ国によって枠組み条約に署名された地域経済統合協定（コスタリカ、パナマは同盟加盟候補国としてオブザーバー参加）。物品、サービス、資本、人の移動等の重層的な統合を目指し、現在域内交渉中である。2013年9月25日に開かれた、太平洋同盟首脳会合において、域内関税について92%の品目で即時撤廃、残り8%を短中期で完全撤廃することで合意、2014年2月10日に開催された同首脳会合にて追加枠組条約として署名された。

#### (e) 地域統合に向けた各国の主な動き

##### (i) 米国

米国は1990年代までは、前述の北米自由貿易協定（NAFTA）及びイスラエルとの二国間FTA以外にはFTAを締結していなかったが、2002年通商法（貿易促進権限（TPA）を含む）の成立を契機に、チリ、シンガポールをはじめとしてFTA交渉を積極的に展開し始めた。2003年9月のWTOカン昆会合において「ドーカ開発アジェンダ」の中間合意が達成できなかったことにより、この動きを更に加速させた。米国は、FTAを単なる貿易自由化にとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模でFTAを展開する意図を示している。中米5カ国（エルサルバドル、グアテマラ、

## 総論 経済連携に向けた規律の策定

ニカラグア、ホンジュラス、コスタリカ) 及びドミニカ共和国とのFTA(DR-CAFTA)については、2004年8月に署名、2005年7月に議会承認が行われ、2009年1月にコスタリカとのFTAが発効したことにより、6カ国全てとFTAが発効している。

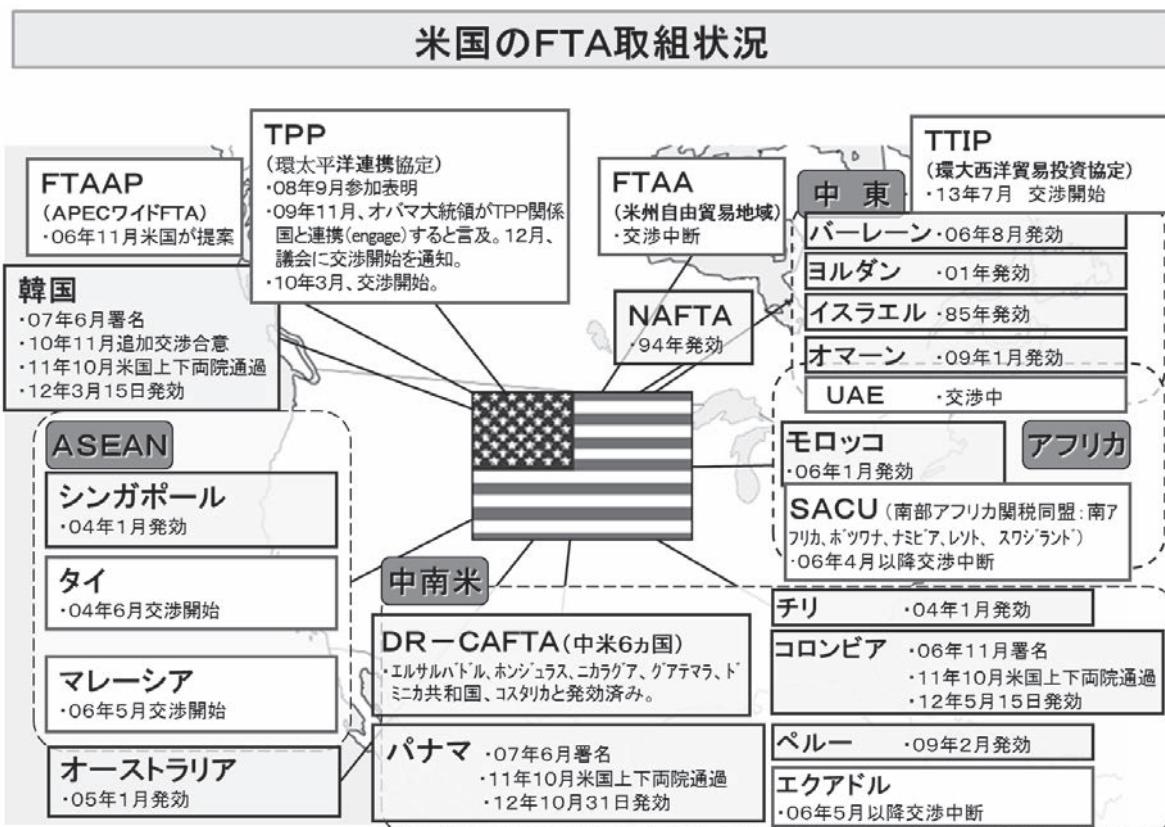
また、オマーンとのFTAは、2006年1月に署名、2009年1月に発効した。更に、アンデス諸国(コロンビア、ペルー、エクアドル)とのFTAについては、ペルーとの間で2006年4月署名、2007年12月議会承認、2009年2月に発効した。2006年に署名したコロンビアについても、再合意を経て2012年5月に発効した。エクアドルとの間では2006年5月以降交渉が中断している。また、パナマとのFTAについては2007年6月に署名し、2012年10月に発効した。2007年6月にも署名した韓国とのFTAは、当初アメリカ議会での批准の見込みが立っていなかったが、両国間で改めて交渉を実施した結果、2010年12月に再度の交渉合意に至り、両国議会の承認を経て、2012年3月に発効した。

2014年2月時点では、以上の他、シンガポール、チリ(いずれも2004年1月～)、豪州(2005年1月～)、モロッコ(2006年1月～)、バーレーン(2006年1月～)との間でFTAが発効している。

その他、米国が交渉を開始した協定として、米州自由貿易地域(FTAA:キューバを除く北中南米34カ国、ただし現在は交渉中断中)、南部アフリカ関税同盟(ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド)、タイ、マレーシア、アラブ首長国連邦とのFTAがある。また、2006年11月には、APEC地域におけるアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を提案した。2009年11月には、オバマ大統領がTPP(環太平洋パートナーシップ)への関与を表明し、翌12月には米議会へ交渉開始を通知した。2010年3月には、第1回TPP交渉会合が行われ、2014年2月末までに断続的に交渉会合が開かれている。(TPPの動きについては2.(3)①環太平洋パートナーシップの項を参照)

また、欧州連合(EU)との間では、2011年11月に設置された「FTA交渉開始に向けた高級作業

部会」が、2013年2月に最終報告をとりまとめた。同報告は、「市場アクセス」、「規制・非関税障壁」、「ルール」の3つの柱から構成され、米EU首脳に対し、包括的な貿易投資に関する協定の交渉開始のための国内手続を開始するよう勧告する内容となっている。これを受け、同月の米EU首脳共同声明にて、FTA交渉入りに向けた手続開始が宣言され、2013年7月に第1回交渉会合が開催された。2014年2月末までに3回の交渉会合が開催されている。



## (ii) メキシコ

メキシコは、2005年4月に発効した日メキシコ経済連携協定をはじめ、これまで、米国、カナダ、EU (EUの項参照)、EFTA、イスラエル、コロンビア、ペルー、チリなど中南米の国々と計11本のFTAを締結している。現在、韓国、パナマなどの国とFTA交渉中である。韓国とのFTA交渉については、2006年2月から交渉を開始したが、当時韓国が対米FTA交渉に注力していたこともあり、2006年6月までの第3回交渉以降、進展がみられず、2007年8月、当初目指していた「経済補完戦略協定」からFTAに格上げして締結交渉を開始することを発表したものの2008年6月以降は交渉が事実上中断していた。その後、2012年6月の韓国・メキシコ首脳会談で、交渉再開に合意したが、これまでのところ交渉進展についての目立った発表はなされていない。

## (iii) チリ

チリはこれまで、カナダ、メキシコ、コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ、

米国、韓国、EFTA、中国、パナマ、ペルー、コロンビア、豪州、トルコ、マレーシア、ベトナム、EU、タイ、ベトナム等とは経済連携協定を、シンガポール、NZ、ブルネイとは環太平洋戦略的経済連携協定(P4)を、ボリビア、エクアドル、メルコスール、ベネズエラ、キューバ等とは経済補完協定を、インドとは部分到達協定を署名又は発効させている。また、我が国とは、2006年2月よりEPA交渉を開始し、2007年3月に署名、同年9月に発効した。

## ② 欧州

### (a) 欧州連合 (EU : European Union) の概観

1957年3月に調印されたローマ条約に基づき1958年1月に発足した欧州経済共同体(EEC)は、「モノ・サービス・人及び資本」の4つの移動の自由化を実現した共同市場の創設を目指すもので、1968年に関税同盟と共同農業政策を完成させた。また、1992年を期限とする域内市場統合計画の完成による域内障壁の撤廃を経て、1993年には経済・通貨の統合だけでなく政治的な面での統合も

促進させるマーストリヒト条約が発効し、12カ国で構成される「欧州連合（EU）」が発足した。その後、1995年1月にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンが新規に加盟して15カ国となった。更に同条約を改正したアムステルダム条約、ニース条約がそれぞれ1999年5月、2003年2月に発効した。また、中東欧諸国を中心とする10カ国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス及びマルタが2004年5月に正式加盟し、25カ国となった。また、ルーマニア及びブルガリアが2007年1月に加盟した。

拡大を続けるEUでは、求心力の維持と統合の深化を図るために、2004年に欧州憲法条約を採択し、同年10月にEU全加盟国首脳間で本条約に調印した。各加盟国が批准することになったが、フランス、オランダにおいて欧州憲法条約批准が国民投票で否決された。このため2007年6月、欧州憲法条約の内容を基本的に継承しつつ、「憲法」的要素を排除した改革条約案の作成に合意し、2007年10月、リスボンにおけるEU非公式首脳会合において、改革条約案が合意された。2007年12月、リスボンにおいて改革条約（「リスボン条約」）の署名が行われ、全加盟国による批准のプロセスを経て2009年12月1日に発効した。2013年7月にはクロアチアが新たに加盟し、EUは28カ国体制に移行した。

#### (b) EUの地域統合及び主要国との経済連携強化の取組

EUは、周辺諸国とのFTAを積極的に展開してきた。1994年1月に、スイスを除くEFTA加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び当時EU未加盟だったスウェーデン・フィンランド・オーストリアの計6カ国）と、自由貿易地域より進んだ「ヒト、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力の強化、拡大」を内容とした「欧州経済地域（EEA：European Economic Area）」を発足させた。また、地中海諸国との間においても1970年代に締結した

#### 総論 経済連携に向けた規律の策定

協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、シリアを除く地中海諸国と連携協定を結んで自由貿易地域を創設。現在これをさらに深化させ、サービスや投資、政府調達、規制分野を含めた自由貿易地域を目指している。

EUは、これら周辺諸国以外にも、広範な地域とFTAを通じた地域協力関係の構築を進めている。1975年からロメ協定によって経済支援関係を維持していたアフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP諸国）77カ国とは、2000年6月にロメ協定を改めてコトニー協定を締結した。本協定に基づき2002年9月からはEUとACP諸国内の地域統合グループ（アフリカ4地域、カリブ海地域、太平洋諸国地域の計6地域）との交渉が開始された。2007年末までにACP内でいくつかの地域統合と中間協定を締結し、経済連携協定の締結へ向けて交渉を行っている。

中南米諸国とは、まず政治協力も含めたメキシコ・EU自由貿易協定が2000年7月に発効した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスに関しては、鉱工業品では100%、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化した。本協定の発効により、EUは、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。一方、メキシコは、米国とEUという二大市場とFTAを締結することによって米国への過度の依存を緩和するとともに、ハブ機能を持つことによって、更なる貿易・投資の拡大を期待できるようになった。また、EUは、チリとの間でも、FTAを含む経済枠組協力協定を2002年11月に発効した。更に、EUはメルコスールとの間で1995年12月に、地域間協力枠組協定に署名した。これをうけて、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む包括的な政治経済連携を目指すEU—メルコスール連合協定交渉が、2000年4月に開始された。双方の間では、農産物市場開放に関する双方の意見の隔たりが大きく、交渉は一時頓挫したものの、2010年5

### 第三部 経済連携協定・投資協定

月に交渉を再開した。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。湾岸協力会議（GCC：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）とは、1990年にFTA交渉を開始し、交渉の一時中断を経て、2002年に交渉を再開している。

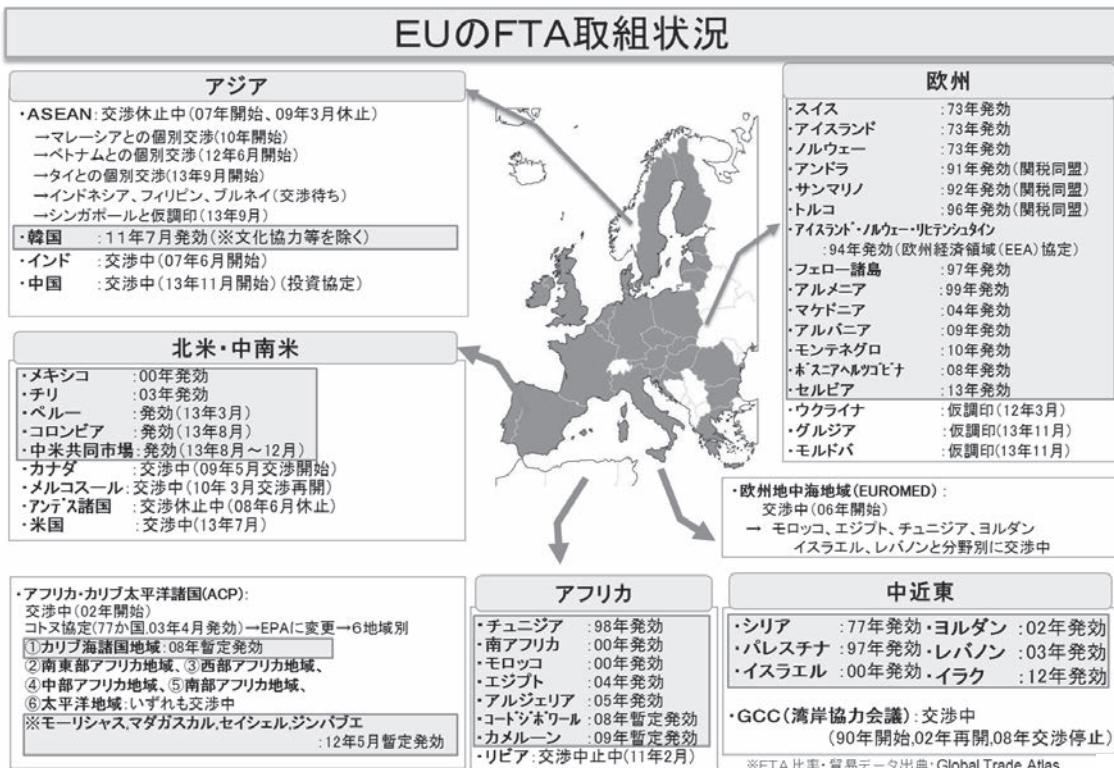
アジア諸国については、2006年10月に発表された欧州委員会の対外戦略を記した「Global EUROPE competing in the world」において、韓国、ASEAN、インドとのFTA交渉に高い優先順位を設定している。これを受け、韓国とは、2007年5月から交渉を開始し、2010年10月に正式署名するとともに、2011年7月に暫定発効した。インドとは、2007年6月に交渉を開始し、2012年6月のEUインド閣僚会合では「2012年末までに集中的な作業計画を行うこと」に合意しており、2013年には専門家会合及びハイレベルでの折衝を行っている。ASEANとは、2007年5月に交渉を開始し、これまでに7度の交渉を実施したが、2009年3月に交渉を休止し、個別国との交渉へと移行することとなった。まず、シンガポールとは2010年3月に交渉を開始し、2013年9月に仮調印した。マレーシアとは2010年10月に交渉を開始した。また、ベトナムとも2012年6月に交渉を開始した。

カナダとも、2009年10月から交渉を開始し、2011年11月までに9回の交渉を重ねている。2012年11月にはEU側が外務理事会に対して「交渉が最終段階である」との報告を行っており、2013年10月に合意に達した。

米国とのFTAについては、2011年11月に設置されたFTA交渉開始に向けた高級作業部会が2013年2月に最終報告をとりまとめた。同報告は、「市場アクセス」、「規制・非関税障壁」、「ルール」の3つの柱から構成され、米EU首脳に対し、包括的な貿易投資に関する協定の交渉開始のための国内手続を開始するよう勧告する内容となっている。これを受けて、同月の米EU首脳共同声明にて、

FTA交渉入りに向けた手続開始が宣言された。

なお欧州委員会は2010年11月に、EUの新たな通商政策（「貿易、成長、世界情勢」）を公表し、①FTA交渉中のインドやメルコスール等の主要貿易相手国との野心的なFTA締結、②米国、中国、ロシア、日本等の戦略的相手国との貿易関係の深化、③中国、ロシア、インド、カナダ、シンガポール等の重要な貿易相手国との包括的な投資協定の交渉開始について言及している。（日EU間の動きについては3. 我が国における取組参照）



### ③ アジア太平洋地域

#### (a) ASEAN自由貿易地域 (AFTA : ASEAN Free Trade Area) の概観

AFTAは、1992年1月のASEAN首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟10カ国による自由貿易地域である。1993年1月より関税引き下げを開始し、共通実効特恵関税(CEPT: Common Effective Preferential Tariff)制度により、域内関税を段階的に引き下げ、最終的には2003年までに0~5%に引き下げ、数量制限を2003年までに撤廃するとしていたが、1998年12月のASEAN首脳会議において、CEPT対象品目の拡大及びASEAN6カ国(フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア)の域内関税の引き下げ目標の2003年から2002年に前倒しすることを決定した。その結果、ASEAN6カ国については、AFTAの実施目標より1年早め、2002年とすることとなり、2002年9月のAFTA評議会では、ASEAN6カ国については、2002年1月1日をもって事実上域内関税の引き下げ目標が実現したとしている。また、1999年のASEAN首脳会議、

経済閣僚会議では、域内関税をASEAN6カ国について2010年、残りの4カ国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)については2015年までに撤廃する目標を初めて宣言した。さらに、2004年11月のASEAN首脳会議において、ASEAN経済共同体(AEC)実現に向け、優先11業種(木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア、航空、観光)のうち、航空・観光を除く製造業9業種において、当初予定より3年間前倒して、原加盟国においては2007年までに、新規加盟国においては2012年までに域内関税を撤廃することに合意した。更に、2005年9月のASEAN経済閣僚会合において、すべてのサービス分野における自由化を2015年までに終了させることに合意している。なお、ASEANの経済統合に関しては、2003年にASEAN経済共同体を2020年までに構築することに合意していたが、2007年1月には、経済共同体を含む「ASEAN共同体」を2015年に前倒して創設することを決定した。また同年11月には、法的拘束力のある「ASEAN憲章」の署名がASEAN首脳会議で行われ、2008年12

月に発効した。従来の緩やかな共同体を特徴っていた「全会一致」の原則は維持されつつも、経済関連問題については「全会一致」によらない柔軟な方式が取り入れられた。また、2009年2月には、CEPT協定に替わる「ASEAN物品貿易協定(ATIGA)」が署名されたほか、ASEAN投資促進・保護協定(IGA)とASEAN投資地域枠組合意を統合・改定した「ASEAN包括的投資協定(ACIA)」が署名された。2010年1月から、ASEAN6カ国の域内関税は、完全に撤廃された。尚、ASEANでは2015年のAEC実現に向け、実施計画を示したブループリント(行程表)を作成しており、2012年8月の東アジアサミット(EAS)経済大臣会合では、ERIAがその進捗状況をまとめた中間レビューの報告を行った。

(b) ASEANを巡る動き(「ASEAN+1」の取組)

近年、ASEANの成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及びEU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド(ANZCER)等が、ASEANとのEPA/FTA締結への動きを活発化させている。

(i) 中国ASEAN FTA

中国ASEAN FTAについては、2000年11月の首脳会議で、朱鎔基首相が提案し、2001年11月の首脳会議では、①中国ASEAN間の「経済協力枠組み」を確立し、10年以内に「中国ASEAN自由貿易地域(FTA)」を創設する、②自由化措置の前倒しを行う品目(いわゆる「アーリーハーベスト」)を、今後の協議により決定することに合意した。2002年1月からの実務者会合を経て、6月からの貿易交渉委員会で議論を行い、11月の首脳会議で、10年以内の中国ASEAN FTAの創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、同協定は2003年7月1日に発効した。2004年11月には、「物品貿易協定」、「紛争解決制度協定」に署名し、2005年7月から関税引き下げを開始し、2010年1月にはASEAN6カ国において対象品目の9割について関税が撤廃された。また、2007年1月に署名された「サービス貿易協定」

は同年7月に発効、2009年8月に署名された「投資協定」は2010年1月に発効した。

(ii) 韓国ASEAN FTA

韓国ASEAN FTAについては、2004年3~8月の専門家共同研究会後、2004年11月の韓ASEAN首脳会談において、交渉を開始するとともに、2009年1月1日までに全品目の80%の関税を撤廃することに合意した(CLMVは別途設定)。その後、2005年2月の交渉開始以後8回の交渉を経て、2005年12月の韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、また、同時期に行われた韓国ASEAN通商長官会談において「紛争解決協定」に署名し、韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、2006年8月、「物品貿易協定」に署名(タイを除く)し、2007年6月より関税引き下げを開始した。また、2007年11月に「サービス貿易協定」に署名(タイを除く)し、2009年5月に発効した。2009年2月には、タイの物品貿易協定に係る議定書を署名、6月には投資協定が署名された。韓国及びASEAN6カ国は2012年までにほとんどの品目で関税が撤廃されている。

(iii) インドASEAN FTA

2002年11月、ASEANとインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定した。その決定を受け、政府間の作業部会を立ち上げ、2003年10月に枠組み協定に署名した。物品分野において、インド側の自由化除外品目数等について交渉が難航していたが、2008年8月に合意に至り、2009年8月に署名され、2010年1月から発効した。2011年にフィリピンとカンボジアが批准を済ませたことにより、10カ国全ての国との発効に至った。また、インドとASEANは、2012年12月20日、サービスと投資分野のFTAの締結にも合意した。

(iv) 豪州・ニュージーランド(CER)ASEAN FTA

2002年9月のASEAN・CER経済大臣会合において、豪・NZ(豪州・ニュージーランド経済関係緊密化協定:Closer Economic Relations)とASEANは

「AFTA・CER-CEP」共同閣僚宣言（FTAは含まれない）に署名した。これによりASEANとCERの間で貿易、投資、地域経済統合を促進するためのフレームワーク構築が合意された。また、2010年までにASEANとCER間での貿易と投資を2倍にすることを目標に各分野で協力することに合意。その後、2004年11月に開催されたASEAN一豪・NZ記念首脳会議の合意に従い、ASEAN一豪・NZとのFTA交渉が2005年2月に交渉を開始した。2008年8月に物品分野に加え、サービス、投資、知的財産を含むFTAに合意し、2009年2月に署名され、2010年1月に発効した。

#### (c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

##### (i) シンガポール

シンガポールは積極的にEPA/FTA締結に向けた動きを展開している。既に、ニュージーランド（2001年1月）、日本（2002年11月）、欧州自由貿易連合（EFTA、2003年1月）、豪州（2003年7月）、米国（2004年1月）、インド（2005年8月）、ヨルダン（2005年8月）、韓国（2006年3月）、パナマ（2006年7月）、ペルー（2009年8月）、中国（2009年1月）コスタリカ（2013年7月）、GCC（2013年9月）、との間でEPA/FTAを発効した。また、ブルネイ、ニュージーランド、チリとの間に、環太平洋戦略的経済連携協定（P4）を発効させており（2006年5月：ニュージーランド、同年7月：ブルネイ、同年11月：チリ）、TPP協定交渉を主導した。EUとの間では、2010年3月に交渉を開始し、2013年9月に仮調印した。発効は、早くも2014年秋以降になる見込み。さらに、パキスタン、カナダ、ウクライナ、メキシコ等とは現在交渉中である。また、2014年初頭にトルコとのFTA交渉を開始することに合意した。一方、エジプトとは交渉開始に合意したものとの交渉開始に至っていない。

##### (ii) タイ

タイは2001年のタクシン政権発足から、各国との経済連携強化に積極的に動き出した。既に豪州（2005年1月）、ニュージーランド（2005年7月）、

#### 総論 経済連携に向けた規律の策定

日本（2007年11月）との間ではFTAが発効している。バーレーン、ペルー、インドとの間ではFTA枠組み協定を締結したが、バーレーンとはGCCが単独でのFTAを認めなかつたことから頓挫し、ペルーとは交渉を継続中（アーリーハーベスト（EH）は署名済み）、インドとは全体交渉を継続中（EHは実施済み）となっている。また、チリとのFTAについてはタイ議会で署名が行われ（2013年10月4日）、チリ議会で承認が得られ次第発効する。米国（2004年6月開始）、EFTA（2005年10月開始）とも交渉を行っている。

2012年11月には米タイ首脳会談において、TPP交渉参加への関心を表明したが、国内手続の関係もあり、現時点では具体的に交渉参加の見込みは立っていない。

##### (iii) マレーシア

マレーシアは、2004年1月より開始した我が国とのEPA交渉を契機に、各国との取組を進めている。これまでに、日本（2006年7月）とパキスタン（2008年1月）、ニュージーランド（2010年8月）、インド（2011年7月）、チリ（物品のみ、2012年2月）、豪州（2013年1月）との間で、EPA/FTAが発効している。マレーシアは、TPP交渉に2010年12月に正式に参加したほか、2010年にはEUとのFTA交渉も開始し、2012年4月までに7回の交渉が行われている。その他、2010年5月にトルコとの交渉も開始している。

##### (iv) 韓国

韓国は、世界的にEPA/FTAが拡散する趨勢に、効率的に対応するため、2003年「FTA推進ロードマップ」を策定し、関税撤廃、サービス投資、知的財産権、政府調達等を含む包括的なレベルの高い同時多発的なFTAを推進する方針を確認した。2004年12月には、当時の外交通商部にFTA交渉のための専門の担当部局を設置し、2005年から本格的に複数の国・地域と同時に並行的に交渉を加速させ、米国、EU、ASEANなどの主要貿易国・地域（全貿易量の約40%）とのFTAを締結した（発効済みのもののみ）。こうして、世界におけるFTAトッ

プランナーの地位を確立することとなった。

一方、2013年2月に就任した韓国大統領は、FTA交渉も一巡した状況を踏まえ、これまでの「通商交渉」中心のFTA政策から「産業と通商の連携強化」を目的としたFTA戦略へ転換することとした。また、通商交渉権限も、従来の外交通商部から産業界を所管する旧知識経済部へ移管し、新たに産業通商資源部を設置した。同年6月に策定した「新通商ロードマップ」では、従来の同時多発的FTA戦略から①韓中FTA、日中韓FTA、RCEPを中心とした東アジア経済統合、②韓米FTAを中心としたアジア太平洋の経済統合など、地域統合市場獲得のためのFTAを推進するとともに、③新興国の需要に応じた産業・資源・エネルギー協力等の連携を通じた新興国との共生型FTAを推進する方向へ舵取りを変更し、新興国における韓国企業の海外進出拡大の契機としてのFTAも積極的に推進することとしている。

2014年2月末現在、韓国のFTA推進状況を見ると、6カ国（チリ、シンガポール、インド、ペルー、米

国、トルコ）・3地域（EFTA、ASEAN、EU）との間でEPA/FTAを発効しており、コロンビアとは2013年2月に署名した。また、11カ国・地域と交渉中であり、共同研究まで含めると全貿易量の約83%に上る。特に中国とのFTA交渉は2013年6月の韓中首脳会合の「交渉の加速化」の合意もあり、積極的に展開していった。既に9回の交渉が行われており（2014年2月）、仮に中国とのFTAが締結されれば、米国・EUに続く、巨大経済圏とのFTAが完結することとなる。また、7カ国・地域と共同研究を行っている状況であり、FTA大国を示している。

2013年12月に、韓国はTPP交渉参加への関心を示し、この狙いからこれまで交渉が中断していた、カナダ、ニュージーランド、豪州とFTA交渉も再開に合意した。豪州とは2013年12月に大筋合意がなされ、2014年2月に仮署名がされたところであり、残すところ交渉が中断しているのは日本、メキシコ、GCCのみとなっている。

### 韓国のFTA取組状況

|   |
|---|
| <b>トルコ（発効）</b><br>10年4月交渉開始、13年5月発効   |
| <b>アメリカ（発効）</b><br>06年6月、交渉開始（07年6月署名）<br>11年2月追加交渉署名、12年3月発効                                 |
| <b>ペルー（発効）</b><br>09年3月交渉開始、11年8月発効   |
| <b>EU（発効）</b><br>07年5月交渉開始、11年7月暫定発効  |
| <b>インド（発効）</b><br>06年3月交渉開始、10年1月発効   |
| <b>EFTA（発効）</b><br>05年1月交渉開始、06年9月発効  |
| <b>ASEAN（発効）</b><br>05年2月交渉開始、07年6月物品協定発効<br>(タイ10年1月)、09年5月サービス協定発効<br>(タイ10年1月)、09年9月投資協定発効 |
| <b>シンガポール（発効）</b><br>04年1月交渉開始、06年3月発効  |
| <b>チリ（発効）</b><br>99年12月交渉開始、04年4月発効   |

|  |
|--|
| <b>コロンビア（署名）</b><br>09年12月交渉開始、13年2月署名               |
| <b>オーストラリア（仮署名）</b><br>09年5月交渉開始、14年2月仮署名            |
| <b>RCEP（交渉中）</b><br>13年5月交渉開始                        |
| <b>ニュージーランド（交渉中）</b><br>09年6月交渉開始                    |
| <b>日中韓（交渉中）</b><br>12年11月、交渉開始<br>13年11月第3回交渉会合      |
| <b>メルコスール（共同研究終了）</b><br>07年10月共同研究終了                |
| <b>ベトナム（交渉中）</b><br>12年9月交渉開始                        |
| <b>中国（交渉中）</b><br>12年5月交渉開始                          |
| <b>カナダ（交渉中）</b><br>05年7月交渉開始                         |
| <b>日本（交渉中断中）</b><br>03年12月交渉開始<br>(~04年11月第6回交渉後、中断) |
| <b>ロシア（共同研究中）</b><br>07年10月共同研究開始                    |
| <b>メキシコ（交渉中断中）</b><br>07年12月交渉開始                     |
| <b>GCC（交渉中断中）</b><br>08年7月交渉開始                       |
| <b>インドネシア（交渉中）&lt;CEPA&gt;</b><br>12年7月、交渉開始         |
| <b>マレーシア（共同研究終了）</b><br>12年12月共同研究終了                 |
| <b>モンゴル（共同研究中）</b><br>08年10月共同研究開始に合意                |
| <b>イスラエル（共同研究終了）</b><br>10年8月共同研究終了                  |

（出所：産業通商資源部報道発表）

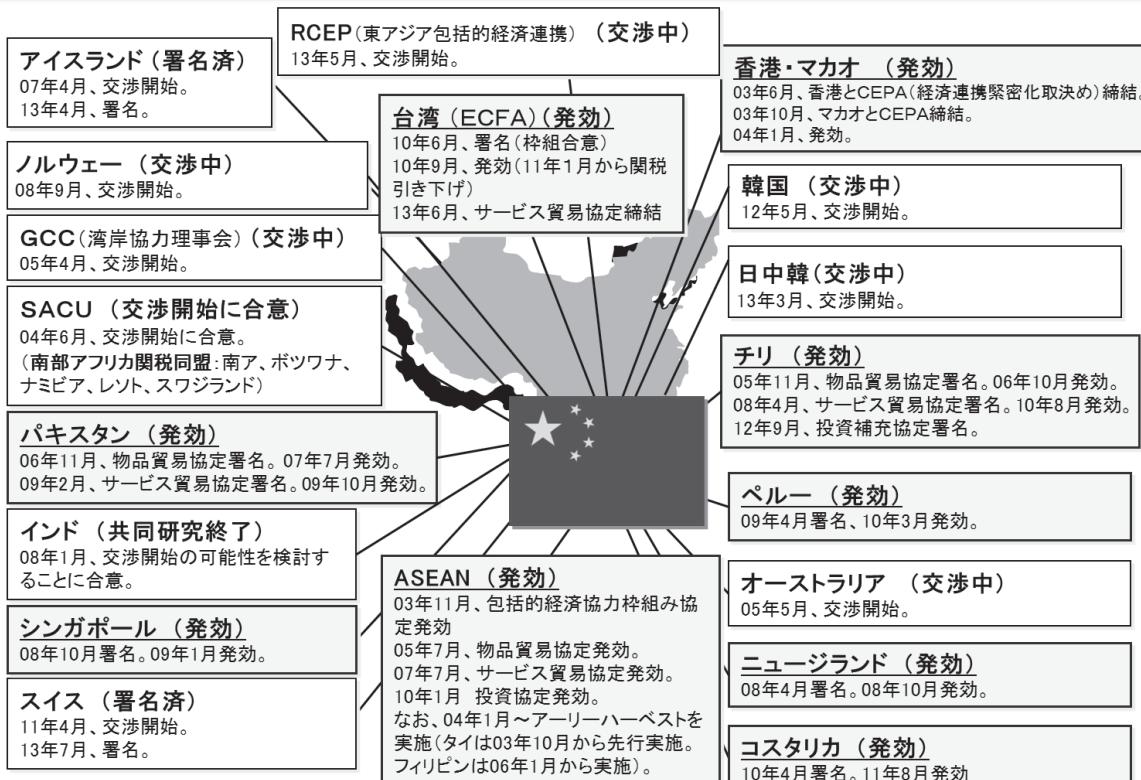
## (v) 中国

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的に推進している。現在までに、香港、マカオ、ASEAN、チリ、パキスタン、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、コスタリカとのEPA/FTAを発効させており、アイスランド、スイスと署名に至っている。このうちニュージーランドとのFTAは、15回の交渉を経て、2008年4月に締結され、中国にとって初めての先進国とのFTAとなった。現在、GCC（湾岸協力会議）、豪州、ノルウェー、

## 総論 経済連携に向けた規律の策定

韓国との間で交渉を行っているほか、SACU（南部アフリカ関税同盟）と2004年6月に交渉開始に合意し、インドとは2007年10月にFTAの可能性に関する共同研究を終了した。また、日中韓三カ国間では2012年11月にFTA交渉開始を宣言し、これまでに3回の交渉会合を行った。また、台湾との間では経済協力枠組協定（ECFA）が2010年9月に発効しており、同協定の対象品目（中国側：539品目、台湾側：267品目）の関税は、2013年1月までに全て撤廃された。

## 中国のFTA取組状況



## (vi) インド

インドは、2003年10月にASEANと包括的経済協力のための枠組み協定を締結し、FTA交渉を開始、2008年8月に物品分野について実質的に合意し、2010年1月に発効した。また同時に、タイとも同様の協定を締結してFTA交渉を開始し、2004年9月から82特定品目についてアーリーハーベストが実施されている。更に、シンガポールとは包括的経済

協力協定（CECA）が2005年8月に発効している。マレーシアとは、2011年7月に包括的経済協力協定が発効しており、韓国とは2010年1月に包括的経済連携協定（CEPA）が発効している。スリランカとも、2008年7月に包括的経済連携協定（CEPA）の交渉が完了しているが、署名はまだ行われていない。また、このほか交渉中の国としては、EU（2007年6月に交渉開始）、NZ（2010年4月に交渉

開始)、カナダ(2010年11月に交渉開始)、豪州(2011年5月に交渉開始)などがある。なお、我が国とは2007年1月にEPA交渉を開始し、2010年9月に大筋合意に達し、10月の日印首脳会談で交渉完了に至った。その後、2011年2月に署名し、同年8月1日に発効に至った(3. 我が国における取組の項参照)。

また、2004年1月に開催された南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議において、加盟7カ国が対象となる南アジア自由貿易圏(SAFTA)枠組み協定に署名、2006年1月に発効に至っており、2016年までに南アジア自由貿易圏を創設するとしている(後述)。

インドはこの他にも、GCC、SACU(南部アフリカ関税同盟)、BIMSTEC(後述)との間ではFTA枠組み協定、メルコスール、アフガニスタン、チリとの間ではPTA(特恵貿易協定)を既に締結している。また、インドは、ロシア、中国ともEPA/FTAの共同研究を実施し、報告書をまとめて、検討を行っている。

#### (vii) 豪州

豪州は各国とのFTA交渉に積極的に取り組んでおり、これまでにニュージーランド、シンガポール、米国、タイ、チリ、ASEAN-NZとのFTAを発効させている。最近では、2013年1月にマレーシアとのFTAが発効した。現在も日本、中国(2005年5月交渉開始)、GCC(2007年7月交渉開始)と交渉を継続している。また、インドとの間では2011年5月に交渉開始に合意し、2012年11月までに4回の交渉が行われている。インドネシアとの間でも、2010年11月にFTA交渉開始に合意し、更に2011年10月には、包括的経済連携協定(CEPA)に向けて交渉を進めていくことで合意し、2012年9月にCEPA交渉を開始した。また、2008年11月には、TPP交渉への参加も表明、2010年3月から交渉に参加している。また、2013年12月には2009年から交渉開始をしていた韓国とのFTAが実質的に合意し、2014年2月に仮署名が行われた。韓国とは2015年初めの発効を目指している。

#### (viii) ニュージーランド

ニュージーランドは、これまでに豪州、シンガポール、タイ、中国、ASEAN-豪、マレーシア、香港とのFTAを発効しているほか、シンガポール、ブルネイ、チリとの間で環太平洋戦略的経済連携協定(P4)を発効しており、2009年10月にはGCCとの間で交渉を妥結している。現在もインド(2010年4月交渉開始)、韓国(2009年6月交渉開始)と交渉を継続しているほか、2011年2月には、ロシア-ベラルーシ-カザフスタンとも交渉を開始した。また、TPP交渉についても、2010年3月の第1回交渉会合から参加している。

#### (ix) 南アジア自由貿易圏(SAFTA)

2004年1月南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が開催され、加盟7カ国(インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ)が対象となるSAFTA枠組み協定に署名し、2006年1月に発効している。2007年末までに、一部の例外品目を除き、非LDC国(インド、パキスタン、スリランカ)が最高税率を20%に削減、LDC国は同様に30%まで削減し、2016年までに同最高税率を0~5%に引き下げる南アジア自由貿易圏を創設するとしている。

#### (x) BIMSTEC(ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ)

BIMSTECは、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計7カ国で構成されている。2004年2月、バングラデシュを除き、FTA枠組み協定を締結し、同年6月、バングラデシュを含めて再調印した。関税譲許や税関協力、サービス、投資についてこれまでに19回の交渉が行われており、19回目の交渉では、2012年7月1日からの加盟国間での関税譲許の実施が決定された。サービスと投資については交渉が継続している。

### (3) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

本項では、上記で述べてきた経済連携に加え、

東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携の動きを関して概説する。

### ① 環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans-Pacific Partnership）

2005年、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国は、環太平洋戦略経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership：P4）に署名した。P4は、原則として2015年までに100%の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を目指したFTAであり、また、サービス、知的財産制度、協力等の幅広い項目を備えている。2008年3月、米国はP4で積み残しとなっていた投資ルールと金融サービス交渉に参加し、その後9月には交渉対象を全分野に拡大することを表明した。11月にはペルーにて開催されたAPEC閣僚会議の際に、豪州、ペルーも参加を表明し、その後ベトナムが将来における参加を前提としたメンバーという位置づけで関与を表明した。その後正式な交渉が開始されないまま1年近くが経過したが、2009年11月、オバマ米大統領がTPP関係国と連携（engage）していくことを発表、12月には議会に交渉開始を通知した。これを受け、新たな協定の締結を目指して、2010年3月にP4の4カ国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えてTPP協定交渉を開始し、豪州にて第1回交渉会合が実施された。6月にはアメリカ・サンフランシスコにて第2回、10月にはブルネイで第3回、12月にニュージーランドで第4回交渉会合が開かれた。第3回交渉会合からはマレーシアが新規交渉国に加わり、また、ベトナムも第4回交渉会合から正式に交渉国となった。2011年に入つてからは、2月にチリで第5回、3月にシンガポールで第6回、6月にベトナムで第7回、9月にアメリカ・シカゴで第8回、10月にペルーで第9回の交渉会合が行われた。11月12日、アメリカ・ハワイで行われたAPEC首脳会議の際には、交渉参加9カ国の首脳が集まり、協定の大まかな輪郭（参考資料を参照）を達成したことを発表した。また、同首脳会議においては、日本、カナダ、メキシコの3カ国が、

### 総論 経済連携に向けた規律の策定

TPP交渉参加に向けて協議に入る旨を表明した。

その後、12月にマレーシアで第10回交渉会合、2012年に入って3月に豪州で第11回交渉会合、5月に米国で第12回交渉会合、7月に米国で第13回交渉会合、9月に米国で第14回交渉会合、12月にニュージーランドで第15回交渉会合が行われた。加えて、各交渉会合の間には、分野別での議論を行う中間会合が、随時開催されている。

また、2012年9月にロシア・ウラジオストクで開催されたAPEC首脳会合の際には、TPP交渉参加11カ国の首脳会合及び閣僚会合が開催された。首脳声明では、「我々は、交渉を早期に妥結するための我々の努力を新たにすることに合意する。」と発表された。2012年11月にカンボジアで行われたTPP参加7カ国の首脳会合後に、豪首相は記者会見で「来年（2013年）10月のAPECまでに交渉妥結を目指すことに合意した。」と発言している。

交渉参加への関心を表明していたカナダ及びメキシコについては、2012年10月にTPP交渉への参加が正式に認められ、11月にはメキシコが中間会合をホストした。12月の第15回交渉会合から全体交渉にも参加している。

2013年3月には、シンガポールで第16回交渉会合、5月にペルーで第17回交渉会合、7月にマレーシアで第18回会合、8月にブルネイで第19回交渉会合が開催された。第18回会合の途中から日本のTPP交渉への参加が正式に認められ、12番目のTPP交渉参加国となった。

同年10月、インドネシア・バリにてAPEC首脳会合が開催された。この際、TPP交渉参加12カ国の首脳会合及び閣僚会合が開催され、首脳声明及び貿易閣僚による首脳への報告書が発表された。首脳声明では、「年内に妥結することを目的に、これから交渉官は残された困難な課題の解決に取り組むべきであることに合意した。」との発表がなされた。

その後、11月に米国ソルトレイクシティで行われた首席交渉官会合での議論を経て、12月、2014年2月にシンガポールでTPP閣僚会合が開催され、

2月の閣僚会合において「共同プレス声明 TPP閣僚会合」（参考資料を参照）が発表された。

（日本のTPPについての取組は3. (3) ① (a) を参照）

参 考

環太平洋パートナーシップ（TPP）の輪郭 2011年11月12日（抜粋 仮訳）

2011年11月12日、TPP参加9カ国—オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、アメリカ合衆国—の首脳は、TPP参加国間の貿易と投資を拡大し、イノベーション、経済成長及び開発を促進し、並びに、雇用の創出及び維持を後押しする、野心的で21世紀型のTPPの大まかな輪郭を達成したことを発表した。

協定の大まかな骨格は以下のとおり。

重要な特徴

TPPの大まかな輪郭の合意に関する首脳への報告の中で、貿易担当閣僚は、TPPの5つの特徴を特定した。これらの特徴により、TPPは、世界の経済においてTPP参加国が競争力を高めていくために、グローバルな貿易の新しい基準を設立し、次世代の課題を包含する、画期的で21世紀型の貿易協定となる。

○包括的な市場アクセス：我々の労働者とビジネスにとっての新しい機会及び我々の消費者にとっての即時の利益を創出するために、関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する。

○地域全域にまたがる協定：TPP参加国の雇用創出、生活水準の向上、福祉の改善、持続可能な成長を促進するという目標を支援するために、TPP参加国間の生産とサプライチェーンの発展を促進する。

○分野横断的な貿易課題：TPPに4つの新しい分野横断的な課題を取り込むことでAPEC及び他のフォー

ラムで行われる作業を発展させる。この4つの課題は、以下の通りである。

—規制制度間の整合性：参加国間の貿易をより継ぎ目のない効率的なものとすることで、これら国々の間の貿易を促進する。

—競争力及びビジネス円滑化：地域的な生産とサプライチェーンの発展等を通じて、各TPP参加国経済の国内及び地域の競争力を強化し、地域の経済統合と雇用を促進する。

—中小企業：中小企業による国際的な取引を促進しつつ、中小企業が貿易協定を理解し、利用するに当たっての困難に取り組む。

—開発：包括的で強固な市場自由化、貿易と投資を拡大するような規律強化、及びその他の約束（全てのTPP参加国が協定を効果的に履行し利益を完全に享受するためのメカニズムを含む）により、経済開発とガバナンスにとって重要な制度が強化され、これによって各TPP参加国の経済発展上の優先課題が前進する。

○新たな貿易課題：デジタル経済やグリーン・テクノロジーに関連するものを含む革新的な製品及びサービスの貿易及び投資を促進し、TPP地域を通じた競争的なビジネス環境を確保する。

○「生きている」協定：将来生じる貿易の課題及び新規参加国に伴う協定の拡大から生じる新しい課題に対応するために、協定の適切な更新を可能とする。

## 参考

## 共同プレス声明 TPPシンガポール閣僚会合（仮訳）2014年2月22-25日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの閣僚及び代表は、シンガポールにおいて4日間の閣僚会合を終えたところであり、最終的な協定に向けた更なる躍進を遂げた。

我々は、前回の閣僚会合で特定された着地点の大部分について合意した。いくつかの論点が残っているものの、我々は、包括的でバランスの取れた成果を目指す観点から、これらの課題を解決するための道筋を示した。また、広範な二国間会合を通じて、我々は、残りの作業の重要な部分を占める市場アクセスについても進展させており、市場アクセスの全

分野に渡る野心的なパッケージの完成に向けた作業を継続する。

今回の会合を受けて、我々は、残された課題について各国内で協議を行う。

我々は、昨年10月にパリで首脳から指示された通り、2011年にホノルルで設定された目標の達成に向けた協定について、できる限り早期に結論を得るために努力している。我々は、TPP参加各国において、国民の雇用、企業の機会、経済成長、発展を創出するような協定を実現するために必要となる相当な水準の努力を注ぐ。

## ② 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）

東アジアの経済統合／政治協調を目指す動きは、1991年のマレーシアのEAEC（東アジア経済協力）構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した1997年には第1回ASEAN+3首脳会議が開催（以後常設化）され、第3回ASEAN+3首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001年にEAVG（東アジアビジョングループ）が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性についてASEAN+3首脳会議へ報告し、2002年にはEASG（東アジアスタディーグループ）が短期的に実現すべき17項目、中長期的に実現すべき9項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。EASG報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域（EAFTA）」を挙げており、2005年4月、専門家によるEAFTAの実現可能性に係る研究会が開始され、2006年7月、ASEAN+3によるFTAの構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書をまとめた。同年8月のASEAN+3経

済大臣会合でこれを報告したが、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、2007年1月の首脳会議で専門家による第2フェイズ研究の継続が決まった。同研究は2007年5月より開始され、2009年8月のASEAN+3経済大臣会合及び同年10月の首脳会合で最終報告され、民間研究提言の政府間検討の開始に関する経済大臣会合の決定を歓迎した。

これと並行する形で、ASEAN+6に関する構想も進められてきた。2005年12月、前年のASEAN+3首脳会議の合意に基づき、ASEAN+6を参加国とする「東アジア首脳会議（EAS）」が初めて開催され、EASの定期開催や、EASがこの地域における共同体形成に「重要な役割（significant role）」を果たすことなどを確認する共同宣言が発出された。日本は、2006年8月、ASEAN+6の経済実態としての結びつきの強まり及び、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとの「プラス1」EPA/FTAの取組が進展したことから、16カ国での広域経済連携構想「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」の専門家研究を提案した。2007年1月にはフィリピン・セブ島で第2回EASが開催

### 第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

され、CEPEA民間研究の立ち上げが歓迎されたほか、EASの枠組みにおける初めての協力として日本からエネルギー分野での提案等が行われた。

2007年11月にシンガポールで開催された第3回EASでは、「東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)」の正式設立の合意がなされた。

CEPEAの専門家研究については、2008年6月までに計6回の会合を開催し、その結果報告を取りまとめた。2008年8月には、ASEAN+6経済大臣会合でこれを報告し、継続が合意された第2フェイズ研究は、2008年11月から2009年7月までの間に計4回の会合が開催され、最終報告書が取りまとめられた。2009年8月のASEAN+6経済大臣会合及び同年10月の第4回EASにおいて、民間研究の成果を政府間で議論・検討するとの決定を歓迎し、EAFTA構想と同時並行で政府間の議論に移行すべきことが確認された。

2009年から貿易円滑化の4分野（原産地規則、関税品目表、税関手続、経済協力）の政府間でのワーキング・グループが設置され、ASEAN及び対話国との間で、CEPEA、EAFTA等の広域的FTAの実現に向けて、5つのASEAN+1FTAの比較、分析が行われ、報告書がとりまとめられた。これらの4分野の実質的議論が進展したことを受け、2011年8月のASEAN経済大臣関連会合において、我が国と中国は共同で「東アジア自由貿易地域(EAFTA)及び東アジア包括的経済連携(CEPEA)構築を加速化させるためのイニシアティブ」として、貿易・投資の自由化に関する3つ（物品、サービス、投資）の作業部会を新たに設立することを提案した。日中による共同提案はこれが初めてであり、ASEAN及び対話国（日中韓印豪NZ）の閣僚により歓迎された。

同年11月の第6回東アジア首脳会議においては、貿易円滑化に関する4つの作業部会の最終報告が歓迎されるとともに、日中共同提案を踏まえ、貿易・投資の自由化に関する作業部会を設立することが首脳レベルで合意された。まずは、2012年の早期に物品貿易の作業部会が立ち上げられることなった。また、ASEAN側から、これまでのEAFTA、CEPEAの取組を踏まえ、今後の地域的経済統合の

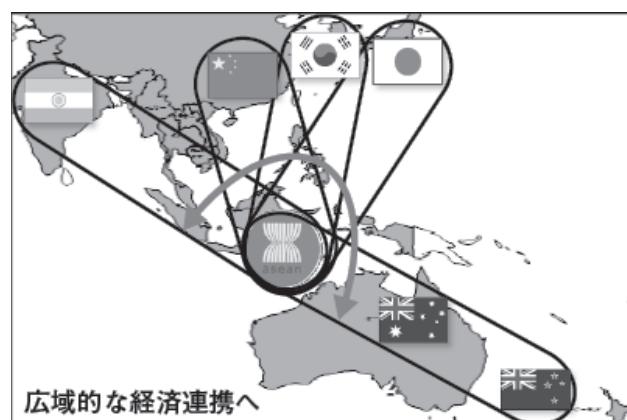
あり方の一般原則を定めた「東アジア地域包括的経済連携」(RCEP: アールセップ)の枠組みの提案があり、歓迎された。

その後、2012年8月のASEAN+パートナーズ経済大臣会合において、RCEPの「交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年11月には、ASEAN関連首脳会合において、RCEPの「交渉の基本指針及び目的」を16カ国(ASEAN+日中韓印豪NZ)の首脳間で承認し、RCEP交渉の立上げが宣言された。「RCEP交渉の基本指針及び目的」では、物品貿易・サービス貿易・投資に加えて知的財産、競争等も交渉対象とし、包括的協定を目指すこと、既存のASEANとのFTAを上回る、包括的で質の高い協定を目指すこと等が盛り込まれている。RCEP交渉は、2013年早期に最初の交渉会合を開催し、2015年末までに交渉完了を目指すこととした。

2008年6月に設立されたERIAにおいても、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとのASEAN+1FTAの進捗状況や将来的な課題等の分析を行っており、東アジア大での経済統合に向けた本取組は2012年8月のEAS経済大臣会合でも賞賛されている。

### RCEP(東アジア地域包括的経済連携)

ASEANと日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドが交渉に参加



### ③ アジア太平洋経済協力（APEC）

APECは、日本と豪州が主導して1989年に創設した、アジア太平洋における地域協力枠組みである。1994年にインドネシアのボゴールにて開催された首脳会議では、先進エコノミーを2010年（途上エコノミーは2020年）までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目標として掲げた（ボゴール目標）。FTAは本目標を達成するための有力な手段の一つであり、アジア太平洋におけるFTAの質を高めるための具体的な取組として、FTA交渉の参考となるような文書（「FTAモデル措置」）が策定されている。また、2006年のAPEC首脳会議では、米国の働きかけもあり、長期展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏（FTAAP）を含む、地域経済統合を促進する方法及び手段について更なる研究を実施することで合意し、それ以降、APECにおける地域経済統合に関する議論が急速に進展した。翌2007年のAPEC首脳会議では、その研究成果をまとめた報告書が提出され、既存の二国間及び多国間のFTAについての研究等を実施していくことが承認されたほか、2008年のAPEC首脳会議では、その進捗が報告されるとともに、今後も継続して検討していくことが合意された。

2010年には、我が国はAPEC議長国として、首脳会議や閣僚級の会合から専門家レベルの会合に至るまで一連の会合を主催し、その成果として「緊密な共同体」、「強い共同体」、「安全な共同体」を目指す「横浜ビジョン」がまとめられた。その中で、2010年時点においてボゴール目標の達成に向けた顕著な進展を遂げたことを報告するとともに、2020年のボゴール目標達成に向けて地域経済統合の取組を今後とも推進していくことが確認された。また、FTAAPの実現に向けて具体的な手段をとることとされ、ASEAN+3、ASEAN+6、及び環太平洋パートナーシップ（TPP）協定等の現在進行している地域的な取組などを基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求していくことに合意した。FTAAPの実現の

### 総論 経済連携に向けた規律の策定

過程において、APECは、FTAAPに含まれるべき「次世代型」の貿易・投資の問題を規定・整理し、対処することに重要な役割を果たすことにより、FTAAPの育ての親（インキュベーター）として、貢献することとされた。他にも、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の成長をより確たるものとするため、「均衡ある成長」、「あまねく広がる成長」、「持続可能な成長」、「革新的成長」及び「安全な成長」の5つを達成することを目的とする、長期的かつ包括的な成長戦略を策定した。

2011年及び2012年のAPEC首脳会議では、地域経済統合の推進やグリーン成長の促進、イノベーションの活性化など、「横浜ビジョン」や「成長戦略」の実現に向けて具体的な議論が行われた。

地域経済統合に向けた取組としては、FTAAPに含まれるべき次世代貿易・投資課題について、2011年に「効果的、無差別かつ市場主導のイノベーション政策の推進（イノベーションと貿易）」と「中小企業のグローバル生産網への参加強化」について共通原則を策定した。特に「イノベーションと貿易」の論点については、日本は米国と連携しつつ積極的に関与し、上記原則中に「企業間の技術ライセンス契約への政府の不干渉」や、「政府調達の入札に、国内企業が有利となるような参加資格設定の抑止」という要素を盛り込むことに成功した。

また、グリーン成長については、2012年の首脳会議で、グリーン成長及び持続可能な開発に直接的かつ積極的に貢献する「APEC環境物品リスト」（太陽光発電パネル、風力発電設備を始めとする54品目から構成）に合意し、2011年のAPEC首脳会議における合意（ホノルル宣言）に従い、各エコノミーにおける実行関税率が、2015年末までに5%以下に引き下げられこととなった。環境物品の関税引き下げは、WTOの場でも2001年のドーハ・ラウンドの立ち上げ以降、「貿易と環境」の検討の一環として議論が行われてきたが、現在に至るまで具体的な合意をできなかった困難な課題

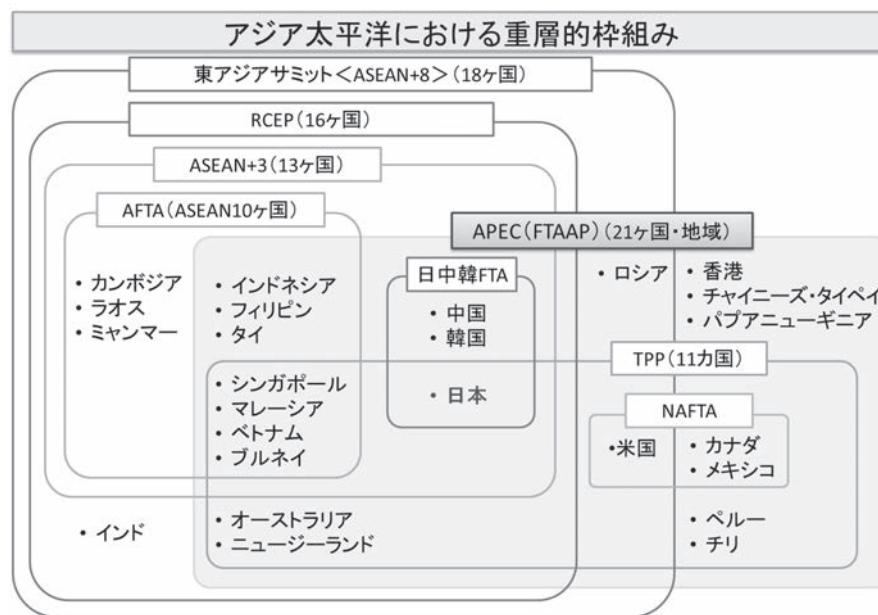
であり、これをAPECで合意できたことは、APECが域内の貿易・投資の自由化推進に果たす役割を実証する顕著な成果であると言える。また、APECでの合意が、WTOにおける環境物品貿易自由化への取組に新たな弾みを与えることが期待される。

2013年のAPEC首脳会議では、多角的貿易体制の支持及びボゴール目標の達成、連結性の促進などについて議論が行われた。

多角的貿易体制の支持及びボゴール目標の達成については、同年12月の第9回WTO定期閣僚会合(MC9)に向け、バリ・パッケージの早期合意の必要性・緊急性を共有し、多角的貿易体制とMC9を支持する独立文書を発出した。自由で開かれた貿易・投資の取組の継続に改めてコミットし、2012年に関税の引下げに合意したAPEC環境物品リストの履行を進展させることを確認した。日本から

は、TPPや東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTA等の複数の経済連携に参加する立場を活かし、地域経済の活性化の議論に積極的に貢献していく旨を発信した。

連結性の促進については、アジア太平洋地域の連結性の強化が地域全体の経済成長に資するという認識を共有し、APEC地域において、物理的、制度的、人と人との連結性を加速することを確認した。また、物理的インフラの開発・維持・刷新における協力に関して、「APECインフラ開発・投資に関する複数年計画」を策定した。日本からは、域内のインフラ開発・投資について、「インフラ整備三原則(①ライフサイクルコスト、環境への配慮、安全性などの重視、②透明性の高い投資環境の整備、③政府職員の能力向上)」の重要性を指摘し、その内容が盛り込まれた。



### 3. 我が国における経済連携の取組

我が国は現在、主要な貿易相手国を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めている。2014年2月現在、13の国・地域との間でEPA/FTAを発行済みであり、TPP、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAをはじめ、5カ国5地域との間でEPA/FTAの交渉が進行中である。また、2014年1

月、トルコとの間で政府間交渉を開始することで合意したところである。

本節では発効済および交渉中の日本のEPA/FTA他、我が国の経済連携の取組状況を掲載する。

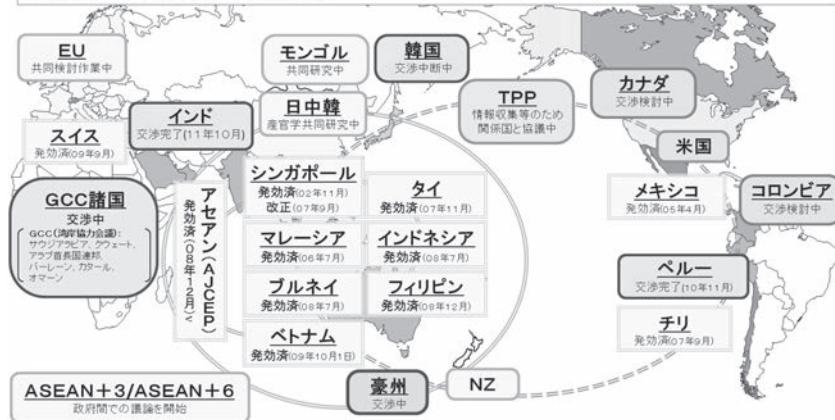
## 我が国のEPA取組状況(2005年12月31日時点)

- 発効済(2ヶ国):シンガポール、メキシコ
- 署名済(1ヶ国):マレーシア
- 交渉中(4ヶ国1地域):韓国、タイ、インドネシア、ASEAN、フィリピン
- 交渉準備中(2ヶ国):チリ、ブルネイ
- 研究中(4ヶ国2地域):EAFTA(ASEAN+3)、日中韓、豪州、インド、スイス、ベトナム



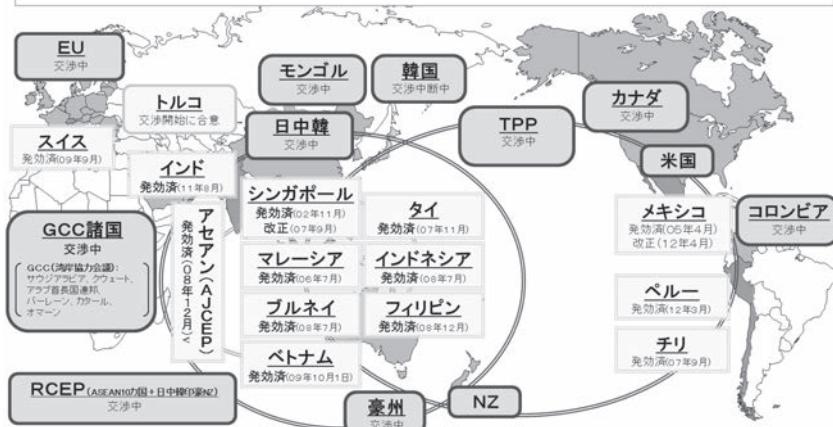
## 我が国のEPA取組状況(2010年12月31日時点)

- 発効済(10ヶ国1地域):シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム
- 交渉完了(2ヶ国):ペルー、インド
- 交渉中(2ヶ国1地域):豪州、GCC(湾岸協力会議)、韓国
- 研究・議論中(1ヶ国3地域):ASEAN+3/ASEAN+6、日中韓、モンゴル、EU
- 交渉検討中(2ヶ国):カナダ、コロンビア



## 我が国のEPA取組状況(2014年2月28日時点)

- 発効済(12ヶ国1地域):シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー
- 交渉中(5ヶ国5地域):TPP、豪州、GCC(湾岸協力会議)、韓国、モンゴル、カナダ、コロンビア、日中韓、EU、RCEP
- 交渉開始に合意(1ヶ国):トルコ



## (1) 背景

21世紀に入り新興国経済が急速に発展し、世界の実質GDPに占める新興国の比率は、2000年の25.2%から2012年には36.5%に増大<sup>5</sup>した。一方、我が国の相対的地位は趨勢的に低下し、世界経済に占めるGDPの割合は2012年には8.3%となっている<sup>6</sup>。また、世界の貿易構造に目を向けると、我が国を含め東アジアにおいては、域内の最適な工程間分業により構築された生産ネットワークが構築されている。具体的には、我が国や韓国、ASEANにおいて生産された中間財が、中国に輸出されて組み立てられ、中国から最終財が米国・EU等の大市場国に対して輸出されるという貿易動向が顕著に見られる<sup>7</sup>。この東アジアでのサプライチェーンの発展にともない、各国は自国に生産拠点を立地させるため、貿易・投資環境の整備に注力している。

貿易・投資環境整備の取組としては、我が国にとってWTOドーハ開発アジェンダ交渉の妥結を通じた国際貿易ルールの強化が今後とも重要であるが、ラウンド交渉は「近い将来、一括妥結に至る見込みは少ない」<sup>8</sup>状況にある。

近年、ドーハ・ラウンドの停滞により、米国や韓国は主要貿易国との間で高いレベルのFTA交渉を推進し、2014年2月時点で、両国はFTA発行済み相手国との貿易額が貿易総額に占める割合（いわゆる「FTAカバー率」）が、40%近くに達している。これに対し、我が国のFTAカバー率は19%に留まり、米国や韓国に大きく劣後している。韓国は2011年7月にEUとのFTAを暫定発効させ、2012年3月には米国とのFTAを発効させた。2つの大市場国とのFTAにより、我が国企業は韓国企業と比べて相対的に不利な条件で貿易を行わざるを得ないことになった。

2010年秋に我が国がTPPに対する関心を表明<sup>9</sup>して以降、EUとのEPAや日中韓FTAに向けた政府間での協議、ASEAN+3、ASEAN+6等の東アジア地域での広域経済連携の議論が加速した。このようにEPAは相互に推進力となるものであり、今後とも米国、EU、中国、韓国等、世界の主要貿易国との経済連携に向けた取組を、一体として進めていくことが重要である。

## (2) 我が国がこれまでに発効したEPA/FTAについて

我が国は、2014年2月現在、13の国・地域との間でEPA/FTAを発行済みである。これらの国や地域との間では、輸出入の際に通常よりも低い関税率（EPA税率）を適用する事ができ、「輸出入にかかる関税」を削減・撤廃することができる。また、サービス業を行う際の規制を緩和・撤廃、投資環境の整備、ビジネス環境の整備を協議の場の設置等、各種特恵を受ける事ができる。

カバーされている分野は協定ごとに異なり、締結済みの13協定が扱っている分野は以下の通り整理できる（分野の整理は本報告書第Ⅲ部の章立てに従った。なお、規定の詳細に関しては本報告書第Ⅲ部第1章以降該当箇所を参照のこと）。

<sup>5</sup> 2013年版通商白書（P.226）

<sup>6</sup> 2013年版通商白書（P.226）

<sup>7</sup> 2011年版通商白書（P.96）

<sup>8</sup> 第8回WTO閣僚会議・議長総括

<sup>9</sup> 菅総理は2010年10月第176回国会所信表明演説において「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」と表明。

|             | シンガポール | メキシコ | マレーシア | フィリピン | タイ | チリ | インドネシア | ブルネイ | AJCEP | ベトナム | スイス | インド | ペルー |           |
|-------------|--------|------|-------|-------|----|----|--------|------|-------|------|-----|-----|-----|-----------|
| 関税          | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 591～参照 |
| 原産地規則       | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 593～参照 |
| AD、相殺措置     | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 594～参照 |
| セーフガード      | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 603～参照 |
| 基準・認証制度     | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 607～参照 |
| サービス貿易      | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 611～参照 |
| 人の移動        | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | -     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 637～参照 |
| 知的財産        | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | -     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 651～参照 |
| 投資          | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | -     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 665～参照 |
| 競争          | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | -     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 713～参照 |
| 政府調達        | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | -     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 721～参照 |
| 貿易円滑化       | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | -     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 724～参照 |
| エネルギー       | -      | -    | -     | -     | -  | -  | ○      | ○    | -     | -    | -   | -   | -   | p. 727～参照 |
| 環境          | -      | -    | -     | -     | -  | -  | -      | -    | -     | -    | -   | -   | -   | p. 730～参照 |
| 労働          | -      | -    | -     | -     | -  | -  | -      | -    | -     | -    | -   | -   | -   | p. 734～参照 |
| 電子商取引       | -      | -    | -     | -     | -  | -  | -      | -    | -     | -    | ○   | -   | -   | p. 739～参照 |
| 国家間における紛争解決 | ○      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 757～参照 |
| ビジネス環境整備    | -      | ○    | ○     | ○     | ○  | ○  | ○      | ○    | -     | ○    | ○   | ○   | ○   | p. 774～参照 |

日本のEPA/FTAの歴史は日シンガポールEPAに遡る。2002年の11月の発効後、他のASEAN諸国に対し日本とのEPA/FTA締結への関心が喚起された。2005年4月には日メキシコEPAが発効した。乗用車（大型バス・トラックを除く）に関し7年目に関税撤廃、鉄鋼に関し即時または段階的に関税撤廃、政府調達に関しメキシコのFTA締結国優遇制度による差別的待遇を解消する等、日本の輸出品にとってメリットのある交渉結果であった。また、2008年には日本にとって初の広域EPAとなる、日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定が発効した。二国間EPAを締結していなかったカンボジア・ラオス・ミャンマーをカバーするEPAであり、本協定発効に伴い、原産地規則の累積規定を活用することにより、日本とASEAN域内にまたがるサプライチェーンでEPAが利用可能となった。以下、発行済みの13のEPAそれぞれについて概説する。

## ① 日シンガポールEPA

2002年1月13日に署名、同年11月30日に発効した。本協定は、我が国最初の地域貿易協定（RTA）として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術（ICT）や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進するものである。なお、2006年4月に開始された協定見直し交渉が2007年3月に議定書署名、同年9月に発効に至り、更なる

自由化が図られている。

## ② 日メキシコEPA

2002年11月より交渉を開始し、2年近くに亘る精力的な交渉の結果、2004年3月、関係閣僚間で本協定の大筋合意に至り、法技術的な整備作業を経て、2004年9月、両国首脳間で協定に正式署名した。本協定は2004年11月に批准、2005年4月1日に発効した。本協定の発効により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率（約16%（2001年平均実効税率ベース））の大部分が10年以内に撤廃され、また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおいて欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。本協定発効後、日本からメキシコへの輸出量（2008年）は発効前の2004年から約1.6倍、日本のメキシコからの輸入量は約1.5倍となり、投資面では自動車関連企業による生産増強、販売拠点設立等がみられる。また、本協定発効後は、民間代表も参加したビジネス環境整備委員会（2013年までに7回開催）を含む、両国政府による協定下各委員会の実施や日メキシコ関係者が協力して行った投資セミナー、エネルギーセミナー、ミッション派遣の実施等、両国間の経済連携の強化に向けた取組が行われている。なお、2009年に4月に開始された協定見直し交渉が、2011年2月に合意に至った（同年9月署名、2012年4月に発効）。本見直しにより、物品の貿易に関する市場アクセスの条件が更に改善し、原産地の証明の方法として認定輸出者による原産地申

告制度等が導入された。

### ③ 日マレーシアEPA

2004年1月より交渉を開始し、2005年5月に大筋合意を確認、同年12月13日に両国首脳間で協定に正式署名し、2006年7月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出しており、両国の経済的結びつきは深い。したがって、このような両国間での経済連携協定の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。具体的に効果の大きい項目としては、まず関税の撤廃・削減が挙げられる。また、多くの進出企業にとって、投資ルールの整備やサービス自由化に加え、ビジネス環境向上のために両国の官民双方が取り組む枠組みであるビジネス環境の整備に関する小委員会を設置したことは、重要な意義を有する。同委員会は2007年3月の第1回を皮切りに、2011年9月までに5回の会合が開催されている。ビジネス環境の整備に関する小委員会では、同地でビジネスを行う上で様々な問題を議論し、解決の実績が出ていていることから、産業界からも高い評価を得ている。このほか、物品、原産地、サービス、投資、TBT（貿易の技術的障害に関する協定）、協力分野などにおける小委員会も開催されており、EPAの執行が進んでいる。

### ④ 日チリEPA

2004年11月の首脳会談において、EPAの可能性について検討するための産学官による「共同研究会」の立ち上げに合意し、2005年1月末に研究会を開始、以後4回の会合を実施した。同年11月、両国首脳間で、共同研究会の報告書を踏まえ、EPA交渉を開始することに合意し、2006年2月から9月にかけて4回の交渉会合を実施、2006年9月に市場アクセスを中心に協定の主要な要素について大筋合意に至った。その後、第5回交渉を同年11月に開催し、同月の首脳会談において交渉の妥結が確認され、2007年3月末に日チリEPAは署名され、同年9

月に発効した。チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、当時既に約50カ国との間でFTAを締結しており、我が国としては、EPA/FTAが存在しないことによる経済的不利益を解消することが重要であった。

### ⑤ 日タイEPA

2004年2月より交渉を開始し、2005年9月の大筋合意を経て2007年4月3日に首脳間で署名に至り、2007年11月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年以内に撤廃し、我が国は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行うこととなった。タイは、投資分野についても、製造業投資の規制を強化しないことを宣言するとともに、サービス分野については特に、修理・メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部について、外資規制を緩和した。人の移動分野では、タイ人スパ・セラピスト及び介護福祉士の日本への受入並びに日本人のタイにおける滞在及び労働許可の取得に係る条件の緩和について検討するため現在協議中である。このほか我が国は、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を実施している。タイは、ASEAN内では第1位の貿易相手国であるが、日本からの輸出品のほとんどが有税かつ高関税であったため、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、タイにとって日本は第1位の投資国であり、多くの日本企業が進出しており（2010年現在、日本商工会議所加盟数がASEANで最大）ASEANにおける日本企業の中核的な生産拠点である。これら現地進出日本企業が抱えるビジネス上の諸問題を解決するため「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を設置し、2013年までに5回開催しており成果が出始めている。投資ルールの整備やサービス自由化による事業環境の整備の観点からも本協定の

メリットは大きい。

## ⑥ 日インドネシアEPA

2005年7月より交渉を開始し、2006年11月に大筋合意を確認、2007年8月の首脳会談で署名に至り、2008年7月に発効した。

インドネシアとの経済連携協定は、貿易障壁の削減・撤廃に加えて、既存の法制度の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の確保、投資環境の改善等の効果がある。また、インドネシアは、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しており、本協定にはエネルギー・鉱物資源章が設置されている。我が国にとってインドネシアは第8位の貿易相手国(2012年)であり、両国の経済的な結びつきは深い。インドネシアはASEAN域内で最大の人口(約2.5億人)を擁しており、我が国企業にとって有望な市場への優先的なアクセスが実現する。本協定に基づき、製造業分野での二国間協力(14分野27案件)を実施しており、二国間経済関係の一層の強化が期待される。また、本協定により、2008年8月からインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている(入国者数、国家試験合格人数等の詳細は第3章「人の移動」に記載)。

## ⑦ 日ブルネイEPA

ブルネイとのEPAは、2006年5月の外相会談での正式交渉開始の決定を受け、2006年6月より交渉を開始し、同年12月の大筋合意を受け、2007年6月に署名し、2008年7月末に発効した。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国のひとつである。日ブルネイEPAでは我が国初の独立したエネルギー章が設置されている。同章にはエネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な配慮、及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズム等が盛り込まれ、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係の維持・強化に資する内容となっている。

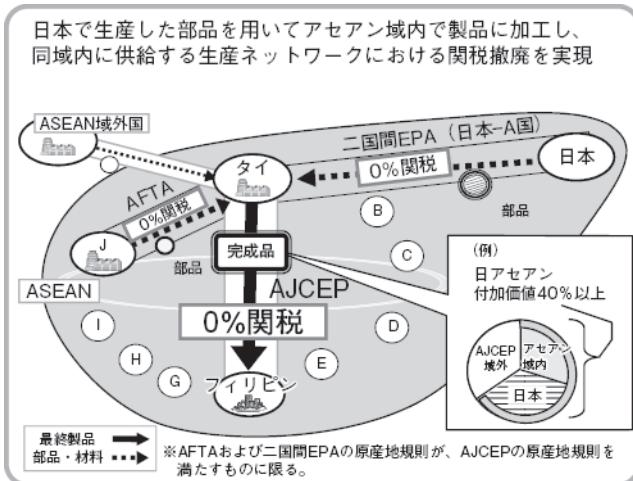
## 総論 経済連携に向けた規律の策定

### ⑧ 日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定

ASEAN全体とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を完了し、2014年2月時点でインドネシアを除くすべての参加国との間で発効している。AJCEPは、日本とASEANを1つのエリアとして、人口7.4億人、経済規模8兆3千億ドル(2012年)の自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化促進の観点から、非常に重要な意義がある。東アジア地域において、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域であり、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用する観点からも重要である。更に、AJCEPは我が国とASEAN各国との二国間EPAとは法的な優先関係が存在しない全く別個の協定であり、日本とASEAN各国との二国間EPAでは対応が不十分な、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば、日本で製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、既存の枠組み(二国間のEPA、AFTA)における特恵を享受できないケースが生じるが、AJCEPで、原産地規則における累積規定が日本及びASEAN域内で適用されることで、本協定における特恵を享受する可能性を提供する。日本とASEAN域内で複雑な生産ネットワークをもつ日本企業にとってAJCEPは非常に重要である。

なお、2010年10月より交渉が行われていたAJCEPのサービス貿易章・投資章については3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。今般ルールについて実質合意に至ったが、今後も残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセス交渉を行っていく必要がある。

### ⑧ 日ASEAN生産ネットワークでのEPA税率の利用



### ⑨ 日フィリピンEPA

2004年2月より交渉を開始し、2006年9月9日の日比首脳会談において署名し、2008年12月に発効した。フィリピンにとって初の二国間EPAである本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。また、本協定により、2009年5月から、フィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている（入国者数、国家試験合格人数等の詳細は第3章「人の移動」に記載）。同EPAの取り決めに従い、2010年10月から一般的な見直しの交渉を開始した。

### ⑩ 日イスイスEPA

2005年4月の首脳会談において、日イスイスEPA/FTAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携の強化の在り方に関する政府間での研究を立ち上げることに合意し、同年10月から2006年11月にかけて、5回の共同研究会合が開催された。本研究の報告を受け、2007年1月、両国首脳間でEPA交渉の開始に合意し、8回の交渉会合を経て2008年9月に大筋合意、2009年2月に署名、

同年9月1日に発効した。日スイスEPAは我が国にとって欧米先進国との初のEPAであり、先進国間EPAのモデルとなり得る高いレベルの内容を実現している。具体的には、物品貿易における質の高い自由化（主要鉱工業品の関税即時撤廃を含む、発効後10年以内で往復貿易額の99%以上を関税撤廃等）、我が国のEPAでは初めて原産地証明制度に関して認定輸出者による自己証明制度の導入、同じく我が国のEPAでは初めて電子商取引章の設置を実現している。その他、投資、サービス、知的財産に関しても高いレベルの成果を得ている。また、本協定の実施状況や改正について議論する合同委員会を設置し、2011年2月には第2回の会合を開催した。このほか、経済関係の緊密化、原産地分野などにおける小委員会も開催されており、EPAの執行が進んでいる。

### ⑪ 日ベトナムEPA

ベトナムとのEPAは、2006年10月の日越首脳会談において交渉入りに合意し、2007年1月に交渉開始した。その後計15回の交渉会合を経て、2008年9月に大筋合意に至り、同年12月に署名、2009年10月に発効した。ベトナムにとって初の二国間EPAとなる。

ベトナムは、近年、ビジネス環境整備の枠組みである日越共同イニシアティブ（2003年開始）や日越投資協定（2004年発効）の効果もあり、自動車・電子電気関連の製造業をはじめとした日本企業からの投資は着実に増加し、我が国産業界の関心は非常に高い。しかし、部品・素材等の高い関税率、裾野産業が未発達であること等が今後の課題となっている。日ベトナムEPAは、こうした課題に取り組むとともに、両国間の経済関係の更なる強化に資することが期待される。本協定の締結により、物品貿易分野において、ベトナム側は現地製造業が生産に必要とする部品・素材を中心とした関税削減及び撤廃を行う。ベトナム側は、中国ASEAN FTA、韓国ASEAN FTAでは譲許していない高い水準の自由化を約束した。他方、日本側

は鉱工業品分野でほぼすべての品目で関税を撤廃し、農水産品分野についても市場アクセスを改善した。人の移動分野では、ベトナム人IT技術者の移動を促進するため、現行の入管制度の範囲内でIT技術者に関する約束をしたほか、看護師・介護士については、将来的な受入れの可能性について、協定の発効後の協議の結果、2011年10月の日越首脳会談において受入に係る覚書に署名が行われ、2012年6月17日に発効した。2012年11月には、EPAに基づき、日本が受け入れるベトナム人看護師・介護福祉士候補者を対象とした訪日前日本語研修（12ヶ月間）が現地にて始まった。また、裾野産業育成の協力や食品衛生管理及び動植物検疫体制強化のための協力等を行うことも規定されている。

## ⑫ 日インドEPA

2004年11月、首脳会談において両国の経済関係強化の在り方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意し、2005年7月から2006年6月にかけて4回の共同研究会を開催した。この共同研究会の報告書を受け、2006年7月に開催された日印首脳会談で、交渉の実施に向けた事務レベルの準備を開始するよう指示が出された。その後、2006年12月の日印首脳会談で、2007年1月からの交渉入り及び約2年以内の可能限り早期の実質的な交渉終了を目指すことに合意した。さらに、2009年12月の日印首脳会談で、早期合意を目指し交渉を加速化することに合意した後、2010年9月の第14回交渉会合にて大筋合意、10月の日印首脳会談で交渉完了に至った。その後、2011年2月に署名に至り、同年8月1日に発効した。

インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけではなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。インドへの輸出における主要な有税品目及び2011年時点の関税率は、自動車部品（10%）、鉄鋼製

## 総論 経済連携に向けた規律の策定

品（5%）、織機（7.5%）などであったが、交渉の結果、自動車部品については10年で関税撤廃、鉄鋼製品については5年、織機は10年で撤廃となる。協定発効後10年間で往復貿易額の約94%の品目が関税撤廃されることとなる

## ⑬ 日ペルーEPA

2008年11月の日秘首脳会談において、ペルー側から強い希望のあった日秘EPAの交渉開始に向け合意し、2009年1月から3月にかけて、3回の民間研究会を開催した。本研究の報告書を受け、2009年4月に開催された日秘首脳会談にて、日秘EPA交渉開始が合意された。2009年5月から2010年11月にかけて7回の正式会合と中間会合を開催し、2010年11月に交渉を完了した。その後、2011年5月に署名し、両国内での批准手続きを経て2012年3月に発効した。ペルーへの輸出における主要な有税品目及び2010年時点の関税率は、自動車（9%）、バイク（9%）、テレビ（9%）などであったが、交渉の結果、自動車については即時～10年で関税撤廃、バイクについては9年で撤廃、テレビは即時撤廃となる。協定発効後10年間で往復貿易額の99%以上の品目が関税撤廃されることとなる。

## （3）我が国が交渉中のEPA/FTAについて

本項では、我が国が交渉中の5カ国5地域とのEPA/FTAについて概説する。現在、日本は豪州、モンゴル、カナダ、コロンビア、韓国の5カ国と交渉中（韓国は2014年2月時点で交渉中断中）、トルコとの間で政府間交渉を開始することで合意している。日GCC・FTA交渉はGCC側の要請により交渉が延期されているが、TPP、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAのいわゆる4つの「メガFTA」については交渉が進められているところである。以下、これらの背景とともに、現在行われている交渉をそれぞれ概説する。

## ① 我が国の4つの「メガFTA」交渉

### (a) 環太平洋パートナーシップ（TPP）（交渉中）

我が国は、2010年11月9日に閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」（以下「基本方針」）において、TPPについては、「その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することとし、12月から関係国と情報収集等のための協議を開始した。2011年3月11日に発生した東日本大震災を経て策定された「日本再生のための戦略に向けて」（2011年8月5日閣議決定）では、「環太平洋パートナーシップ（TPP）については、被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、更に国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等も踏まえ、しっかり議論し、協定交渉参加の判断時期については、総合的に検討し、できるだけ早期に判断する。」とした。その後、同年11月のハワイAPEC首脳会議を前に、国内で活発な議論が行われ、APECに臨む総理の会見において、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」旨が表明された。

総理の表明をうけ、我が国は2012年1月からTPP交渉参加国と個別に交渉参加に向けた協議を行い、3月までにベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシアからは交渉参加への基本的な支持を得た。また、米国、豪州、ニュージーランドとは、引き続き協議を行っていくこととしている。

2012年4月に行われた日米首脳会談では、双方が日米間協議を前進させるようお互い努力することで一致した。その際、米国大統領からは、自動車、更には保険、そして従来から取り上げてきた牛肉について関心の表明があった。

2012年12月の衆議院総選挙での政権交代後、総理は就任時の記者会見において、TPPについては、

「聖域なき関税撤廃を前提条件とする以上、交渉参加に反対」との自民党の政権公約と、「国益にかなう最善の道を求める」との自民党と公明党との連立合意を確認し、十分に状況・情報を分析しながら、総合的に検討していくことを表明した。

2013年2月に行われた日米首脳会談では、①日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在すること、②最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、③TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないこと、の3点が首脳間で明示的に確認された。これらの点を含め、以下の「日米の共同声明」にある事項について首脳間で認識が一致した。

2013年3月15日には総理が記者会見を行い、我が国としてTPP交渉に参加することを表明した。本記者会見において、総理からは、TPPに参加し、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけではなく、世界に繁栄をもたらす旨、発言した。加えて、日米の二大経済大国が参画してつくられる新たな経済秩序は、TPPの中だけでなく、RCEPやFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）のルールづくりのたたき台となるはずであると指摘した。

更に2013年4月12日には、日米間の協議が成功裡に終了したことが確認された。この日米協議の結果、保険、透明性／貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置<sup>10</sup>等を対象分野として、日米間でTPP交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定した。自動車分野の貿易に関しては、透明性、流通、基準、環境対応車／新技術搭載車、財政上のインセンティブ等を対象事項としてTPP

10 日本及び米国は、世界貿易機関（WTO）の衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

交渉と並行して以下のTORに従い自動車貿易に関する交渉を行うことを決定した<sup>11</sup>。また、TPPの市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認した。

また、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティビティが両国にあることを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致した。

同年4月にTPP参加国の閣僚会議で日本の交渉参加が11カ国から承認され、4月24日に米国政府が日本の交渉参加について議会に通知を行った。議会通知してから90日経った後、7月24日に、日本はマレーシアで開催中の第18回交渉会合の途中から交渉に正式に参加した。交渉会合では、TPP交渉

### 総論 経済連携に向けた規律の策定

に臨む我が国の基本的立場を説明したほか、交渉状況について各国から説明を受け、議論を行った。

10月にインドネシア・バリで開催されたAPEC首脳会合の際に、TPP閣僚会合・首脳会合が開催された。日本は閣僚会合の場で、交渉が難航している知的財産について、政治的に解決しなければならない課題を整理するなど、いくつかの論点について交渉の前進へ向け、積極的な貢献を果たした。また、首脳会合においては、日本のTPP交渉参加を決断した安倍総理の判断につき高く評価する旨の発言があった。

12月にシンガポールでTPP閣僚会合が開催され、交渉分野全般にわたって議論を行い、残された課題の大部分について潜在的な「着地点」を特定した。また、2014年2月にシンガポールでTPP閣僚会合が開催された。(TPPシンガポール閣僚会合(共同プレス声明)については 2. (3) ①「参考」を参照)

## 参考 日米の共同声明

両政府は、日本が環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされること、及び、日本が他の交渉参加国とともに、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭(アウトライン)」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する。

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものである

ことから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。

両政府は、TPP参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これらの協議は進展を見せているが、自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及びTPPの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、なされるべき更なる作業が残されている。

<sup>11</sup> 日本がTPPに参加後、2013年8月 第19回交渉会合、9月 首席交渉官会合、10月 閣僚会合・首脳会合、11月首席交渉官会合、12月 TPP閣僚会合、2月 TPP閣僚会合を行った。

## 参考 **自動車貿易 TOR (仮訳)**

日本政府及び米国政府（以下「両国政府」という。）は、以下に従って、TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行う。

- ・本交渉の成果は、WTO協定に整合的なものとする。
- ・本交渉の成果は、両国政府の権限の範囲内のものとする。
- ・両国政府は、交渉の結果として合意される権利及び義務をTPP協定に附属される日米二国間の市場アクセスの表に組み入れ、したがって、これら権利及び義務は、TPP協定の紛争解決手続の対象となる。また、この分野における現行のMFN関税を再び課すこと（「スナップバック」手続）ができる特別な加速された紛争解決手続も、交渉を通じて定められる。

並行交渉は、以下の事項を取り上げ、これらの事項に対して具体的で意味のある成果をもたらすものとする。

**特別自動車セーフガード**：自動車分野における関税交渉の結果を考慮しつつ、自動車に関する特別セーフガードの実質的及び手続的な要素（損害の検証、適用期間及び補償を含む。）が取り上げられる。

**透明性**：両国政府は、自動車の製造、輸入、販売又は使用に影響を与える政府の規制措置の準備、採用及び適用に関する、意味があり予見可能で強固な透明性メカニズムの重要性について認識する。以下を含む分野における事項が取り上げられる。

- －規制措置案の十分な事前通知
- －ガイドライン及び類似の措置の提案を含む規制措置の策定に関する透明性及び無差別
- －当該措置の策定及び実施の過程を通じての意見表明のための意味のある機会
- －新たな規制に適合するための合理的な期間
- －規制の実施後の見直し

### －その他の措置

**基準**：型式認証の一層の円滑化及びコスト削減を含む、自動車分野における任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する事項並びに自動車部品を含む関連する事項が取り上げられる。両国政府は、更に、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）で進行中の作業に特に焦点を当てつつ、自動車の環境性能及び安全に関する基準を調和させるために二国間で協力することの重要性を認識する。

**PHP**：日本の輸入自動車特別取扱制度（PHP）の下での更なる円滑化のための実質的なステップが並行交渉で取り上げられる。

**環境対応車／新技術搭載車**：両国政府は、代替燃料又は代替エネルギー源を利用した自動車の貿易を円滑化することの重要性を認識し、無差別な取扱いを確保することの必要性を含む、これらの自動車の製造、輸入、販売及び使用に関連して生じる事項を取り上げる。

**財政上のインセンティブ**：税制の運営に関する政府の主権的な権利を害することなく、財政上のインセンティブ又はその他の措置が、それらが両国の市場における競争条件に及ぼす影響に関連して、米国車（PHPを通じて輸入されたものを含む。）に対して差別的な効果を与えないことを確保するため、取り上げられる。

**流通**：自動車の流通及び整備に関する事項が取り上げられる。

**第三国協力**：自動車に関する様々な事項（他国における市場アクセス及び投資を円滑化するための方法を含むが、これに限られない。）が議論される。

**その他の事項**：自動車貿易政策に関する税関の事項を含むその他の事項は、いずれか一方の政府の要請に応じて提起され得るとともに、相互の合意により並行交渉に含まれ得る。

### (b) 日EU・EPA交渉（交渉中）

EUは、近隣諸国や旧植民地国を中心としてFTAを締結してきたが、2000年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国とのFTAを重視するようになった。さらに、近年、先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定（CETA）に基づく合意しており（2013年10月）、先進国とも通商関係強化に向けた動きをみせている。

こうした中、日EUの経済連携協定（EPA）については、2009年5月の日EU定期首脳協議において、日EU経済の統合の強化に協力する意図が表明され、翌2010年4月の日EU定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日EU経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」を開始することに合意した。合同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011年5月の日EU定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の「範囲（scope）」及び「野心（ambition）」のレベルを定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

### 総論 経済連携に向けた規律の策定

スコーピング作業は2012年5月に実質的に終了し、同年11月29日のEU外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限（マンデート）を取得した。これをうけて、2013年3月に行われた日EU電話首脳会談において、日EUのEPA/FTA及び政治協定の交渉開始に合意し、2013年4月の交渉開始以降、2014年2月現在までの間、4回の交渉会合が開催されている。また、2013年11月には、日EU定期首脳協議が開催され、両首脳は、包括的かつ高いレベルの日EU・EPAを目指すことで一致し、早期締結に向けた双方の強いコミットメントを改めて確認した。（共同プレス声明については、「参考」を参照）

日EU・EPA早期妥結に向けて産業界からの期待も強く、日EU定期首脳協議前には、欧州企業20団体の共同声明に加え、経団連とビジネスヨーロッパ等の共同声明など多数の団体が交渉推進の声明を発表した。

このような産業界からの期待を背景に、日EU・EPAは、関税、非関税措置、サービス、投資、政府調達、知的財産権、競争政策などを含む包括的かつレベルの高い協定を目指している。

### 参考

### 第21回日EU定期首脳協議共同プレス（仮訳）

（パラ3）日 EU 首脳は、4月に交渉が開始され現在進行中の、包括的な基礎に基づく戦略的パートナーシップ協定（SPA）及び野心的な経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）の交渉の継続的な進展の重要性を強調した。両協定が将来のパートナーシップのための長期的な基盤として極めて重要であるとの共通認識の下、日 EU 首脳は、両協定の可能な限り早期の締結に向けた決意を改めて表明し、関係大臣／欧州委員に対して、交渉を一層進展させるよう指示した。このため、関係大臣／欧州委員は、物品貿易、サービス貿易、調達における野心的な市場アクセスのオファーを遅滞なく提示し、また、非関税措置及び鉄道の課題に取り組む。

（パラ 39）日 EU 首脳は、日 EU 経済関係の発展

に対する日・EU ビジネス・ラウンドテーブル（BRT）の重要な貢献を認識し、関係を一層強化するため、とりわけ BRT を通じた、双方の産業界との協力を継続するとの決意を再確認した。日 EU 首脳は、4月に BRT によって採択された、深くかつ包括的な日 EU・EPA/FTA が可能な限り早期に妥結されるべきであるとの提言を歓迎し、BRT が同提言で、日 EU・FTA／EPA は野心的でバランスがとれ、互恵的かつ包括的なものとなるべきであり、日 EU 間の貿易・投資の拡大、及び両経済圏における雇用創出及び経済成長の促進のため、関税、非関税措置、調達、投資、サービス、競争、知的財産、規制・基準の調和と相互承認を含む規制協力を含む主要な現存する課題に取組むべきであるとの要請を改めて表明していることを認識した。

(c) 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）（交渉中）

東アジアでの生産ネットワークの拡大及びASEANと周辺各国との経済連携の進展に対応するため、我が国は、2006年にASEANに対して日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」についての専門家研究実施を行うことを提案した。同専門家研究会は2007年～2009年にかけて実施され、2009年、首脳に対し最終報告がなされた。また、2009年以降政府間での検討を行っており、まずは貿易円滑化に関し、東アジアにおける包括的経済連携が実現した場合のありうべき制度・手続の簡素化等について2011年に報告がとりまとめられた。

2011年には、我が国と中国が共同して自由化に関する作業部会（物品貿易、サービス貿易、投資の3分野）の設置を提案し、合意された（2.（3）②参照）。また、ASEAN側から、これまでの「ASEAN+3」の枠組みでの「東アジア自由貿易地域（EAFTA）」及び「ASEAN+6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」の取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた東アジアの包括的経済連携の枠組み（RCEP：アールセップ）の提案があり、歓迎された。

その後、2012年8月のASEAN+パートナーズ経済大臣会合において、「RCEP交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年11月には、ASEAN関連首脳会合において、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を16カ国（ASEAN+日中韓印豪NZ）の首脳間で承認し、RCEP交渉の立上げが宣言された。「RCEP交渉の基本指針及び目的」では、物品貿易・サービス貿易・投資に加えて知的財産、競争等も交渉対象とし、包括的協定を目指すこと、既存のASEANとのFTAを上回る、包括的で質の高い協定を目指すこと等が盛り込まれている。RCEP交渉は、2013年早期に最初の交渉会合を開催し、2015年末までに交渉完了を目指すこととされた。

2013年5月に第1回交渉会合（於：ブルネイ）、8月に第1回閣僚会合（於：ブルネイ）、9月に第2回交渉会合（於：豪州）、2014年1月に第3回交渉会合（於：マレーシア）が開催されている。第3回交渉会合では、競争、知的財産、経済技術協力及び紛争解決に係る作業部会の立ち上げが合意された。

広域の経済連携であるRCEPによって、複数の締約国で分業生産される製品も関税優遇を受けられるようにしたり、東アジア地域での原産地規則等のEPA利用手続きを統一したりすることができれば、東アジア地域の高度なサプライチェーンを反映したルールづくりに資するものとなる。

(d) 日中韓FTA（交渉中）

今後さらなる成長が見込まれるアジア太平洋地域の中で、我が国にとって中国及び韓国の経済は極めて重要な地位を占めている。東アジア全体に展開されるサプライチェーンにおいて、三カ国間で極めて緻密な工程間分業が構築されている。また、特に中国は、巨大な成長市場としてますますその重要性を増している。日本との貿易を見ると、中国及び韓国はそれぞれ我が国の輸出入の19.7%、6.1%を占めており、我が国にとって第1位、第3位の貿易相手国となっている（2012年、財務省貿易統計による）。

しかしながら、日中韓の3カ国の中にはFTAは存在しないことから、日中韓の貿易・経済関係をより緊密化することによって、日中韓さらにはアジア太平洋地域の貿易・経済発展を図るべきとの声が高まり、2000年代初頭から自由貿易枠組みを研究・模索する動きが活発になった。

こうした状況の中、日本：総合研究開発機構（NIRA）（2009年にジェトロ・アジア経済研究所に交代）、中国：国務院発展研究センター、韓国：対外研究政策研究院が主体となって民間共同研究が行われた。2009年には、これまでの民間共同研究の成果も踏まえ、日中韓サミット、日中韓経済貿易大臣会合において、産官学共同研

究を実施することが合意され、産業界及び政府が参加した研究が開催されることとなった。2010年5月の第一回会合を皮切りに、7回の会合が開催され、2011年12月に3カ国による共同研究報告書がとりまとめられた。

同報告書は、「物品貿易」「サービス貿易」「投資」「その他論点」などの章で構成され、さらに「その他論点」章は、SPS（衛生植物検疫措置）やTBT（貿易の技術的障害）、知的財産権、透明性、競争政策、紛争解決、産業協力、消費者安全、電子商取引、エネルギー・鉱物資源、産業協力、食料、政府調達、環境の各分野から成っている。各項目には、日中韓各国の貿易投資の状況のほか、法令・制度の概要、さらには将来のあり得べき日中韓FTAに向けた考え方などが記述されている。

同報告書は2012年5月の日中韓サミットに報告され、3カ国の首脳は、2012年内の交渉開始につき一致した。その後、事務レベルの協議を経て、2012年11月の日中韓経済貿易大臣会合にて、日中韓FTAの交渉開始を宣言した。2013年3月の交渉開始以降、2014年2月現在までの間、3回の交渉会合が開催されている。

## ② その他の我が国のEPA/FTA交渉

### (a) 日GCC・FTA（交渉中）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC（湾岸協力会議）諸国とのFTAについては、2006年3月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、4月に総理とサウジアラビア皇太子の共同声明で交渉入りを発表、2006年9月に交渉を開始し、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、GCC側の要請により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。この地域は、我が国の原油輸入量全体の約75%（2012年）を占め、また我が国からの総輸出額も2兆円に達する（2012年）など、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、

### 総論 経済連携に向けた規律の策定

我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。更に、日・GCC間のFTAに含まれていない分野については、サウジアラビア、カタール、UAE、クウェートと、それぞれ二国間の取組を設置・強化している。

### (b) 日韓EPA（交渉中断中）

日韓EPAは、2003年12月に交渉を開始したものの、2004年11月以降事実上中断している。その後、2008年の韓国大統領の就任を機に、日韓の両首脳間レベルで、交渉再開に向けた動きが見られるようになった。まず、2008年2月の総理と韓国大統領との日韓首脳会談では、交渉再開を検討していくことが合意され、さらに同年4月の首脳会談でも、「日韓EPA交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催することで一致した。この合意に基づき、同年6月と12月に、課長級による実務者協議が開催されることとなった。

2009年1月の日韓首脳会談では、実務者協議代表のレベルを格上げし、検討を促進していくことが合意され、同年7月と12月に審議官級による実務者協議が開催された。2010年5月の日韓首脳会談では、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致し、同年9月と翌年5月に、交渉再開に向けた局長級事前協議が開催された。そして、2011年10月に総理と韓国大統領の間で行われた首脳会談では、交渉再開に必要な実務的作業を本格化させることで合意したが、現在まで交渉再開には至っていない。

日韓は、産業構造が比較的類似していると同時に、国際水平分業関係にあり、アジアの経済と共に牽引する先進国同士である。韓国側は対日貿易赤字の是正等を主張しており、交渉再開にはまだ至っていないが、日韓EPAは、両国企業の国境を越えた競争・協力を促進することを通じて両国の生産性・効率性を向上させ、さらには二国間関係に留まらず、アジア地域経済全体の一層の発展に貢献するという意味で有効である。

日韓の貿易品目を見てみると、日本から韓国へ

の輸出における有税品目は総額の62.1%を占める一方、韓国から日本への輸出における有税品目は35.4%にとどまっており、韓国が、日本から輸入する品目の多くに関税がかけられているため、日本にとっては、日韓EPAにより関税が削減された場合の、輸出拡大が期待できる。なお、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（5～10%）、化学工業製品（1～385.7%）、一般機械（3～13%）、電気機器（3～13%）となっている（2012年）。

#### （c）日豪EPA（大筋合意）

2003年7月、首脳会談において署名された「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究及び貿易投資円滑化措置に関する協力等が実施され、2005年4月に本共同研究は終了した。その後、同年4月の首脳会談に

おいて、農業の取扱いには非常に難しい問題があるとの認識を共有しつつ、EPA/FTAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化の在り方について政府間で研究することに合意し、同年11月から2006年9月の間に、5回の共同研究会合が開催された。同共同研究会の最終報告書を受け、2006年12月、総理・豪首相間でEPA交渉開始が合意された。2007年4月に第1回交渉会合が開催され、2012年6月までに16回の交渉会合を通して日豪両国の主張の隔たりを埋めるべく議論がなされた。2013年10月の総理と豪首相の日豪首脳会談においても日豪EPA、TPP、RCEP等を通じ、日豪経済関係を強化することが確認された。

2014年4月7日、総理と豪首相は首脳会談を行い、日豪EPA交渉の大筋合意を確認した。両国は今後、可能な限り早期の署名に向けて迅速に作業を進めていく。

### 参考

### 日豪経済連携協定の大筋合意について（経済産業大臣談話 2014年4月7日）

1. 本日、2007年より交渉を重ねてきた豪州との経済連携協定の交渉が大筋合意に至ったことを高く評価したい。
2. 本協定により、我が国から豪州への輸出額の3割未満であった無税品目の割合が、発効時に直ちに8割を超える水準になる。また、輸出の約半分を占める自動車分野（関税率5%）において、格段の市場アクセスの改善が実現する。
3. 具体的には、豪州への完成車輸出額の約75%が即時に関税撤廃され、中でも主力の1,500cc超3,000cc以下のガソリン車は全て即時撤廃されることとなる。また、残る完成車も3年目には

関税が撤廃されるほか、自動車部品は即時を含め主に3年目までに撤廃される。

4. 関税以外でも、天然ガス・石炭など資源・エネルギーの安定供給の確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達のルール整備、知的財産の保護など、幅広い分野において高い水準の合意が確認された。
5. 日本と豪州の経済関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。一日も早い署名・発効に向けて、引き続き最大限の努力をしていく。

#### （d）日カナダEPA（交渉中）

日カナダEPA交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。同共同研究の報告書をうけ、2012年3月の日加首脳会談において、両国の

実質的な経済的利益に道を開く二国間EPAの交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に行われ、最近では2013年11月に第4回交渉会合が開催された。なお、日本からカナダへの輸出における有税品目は総額の44.8%（2012年）、カ

ナダから日本への輸出における有税品目は30.5%（2012年）となっている。また、カナダへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車（6.1%）、自動車部品（6~8.5%）、タイヤ（6.5~7%）となっている。

#### (e) 日モンゴルEPA（交渉中）

日モンゴルEPA交渉については、2010年1月に行われた政府間の実務レベル協議において、官民共同研究が立ち上げることが決定された。共同研究は、2010年6月から2011年3月まで行われ、日モンゴル両国首脳にEPAの早期の交渉開始を提言する内容の最終報告書が2011年3月に完成した。

同共同研究の最終報告書をうけ、2012年3月の日モンゴル首脳会談において、互恵的かつ相互補完的な経済関係の構築に向けて、日・モンゴル経済連携協定（EPA）交渉を開始することで一致した。

その後、第1回交渉会合が2012年6月に行われ、最近では2013年12月に第5回交渉会合が開催された。また、2014年1月の日モンゴル首脳電話会談では、早期妥結に向けて精力的に交渉を進めることにつき一致した。

日モンゴルEPAが締結されればモンゴルにとって初めてのEPA/FTAとなり（2014年2月現在、モンゴルはいずれの国ともEPA/FTAを締結していない）、両国間の政治的・経済的つながりの強化に資するだけでなく、2010年11月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた重要なステップとなる。

#### (f) 日コロンビアEPA（交渉中）

2008年に設立された両国産学官の代表者で構成する「日本コロンビア賢人会」により、日本とコロンビアとのEPAが、2008年にコロンビア大統領に対し、2009年に総理に対して提言された。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、発効済みの中南米諸国・米国・カナダとのFTAに加え、EU、韓国とのFTAに署名済みである。

この様な状況の中、「日本コロンビア賢人会」

#### 総論 経済連携に向けた規律の策定

による提言をふまえて開始されたコロンビアとの投資協定交渉は、2010年12月に実質合意に至り、2011年9月のコロンビア大統領訪日時に署名式を行った。また、この機会に行われた、日コロンビア首脳会談において日コロンビアEPAの共同研究立ち上げが合意された。これを受け、2011年11月から、2012年5月まで共同研究が行われ、2012年7月に、あり得べきEPAは両国に多大なる利益をもたらすであろうとの報告書がとりまとめられた。

共同研究報告書を受けて、2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国はEPA交渉を開催することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催された。最近では2014年2月に第4回交渉会合が開催された。

#### (g) 日トルコEPA（交渉開始に合意）

トルコと我が国とは、2012年7月に第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコEPAの共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され、同年7月に日本・トルコの両政府にEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することに一致した。